

Ⅱ．重点施策

1．安全で安心、いきいきと暮らせる地域づくり

《 方針 》

四国地方は台風常襲地帯であり、急峻な地形と脆弱な地質のため常に水害や土砂災害の危険にさらされる一方で、平成17年のような記録的な大洪水に見舞われています。加えて、今後30年以内に南海地震は50％程度、東南海地震は60％～70％程度の確率で発生すると予測されています。

こうした中、誰もが安全・安心に暮らせることを目指した施策を重点的に推進します。

1－1 大規模災害に備えた防災体制の強化

《目標》

- 住民の皆さんや関係機関と連携し、地域全体の防災力の向上を図ります
- 大規模災害等の発生に備え、迅速な情報収集や対応可能な防災機能・体制の整備を進めます。

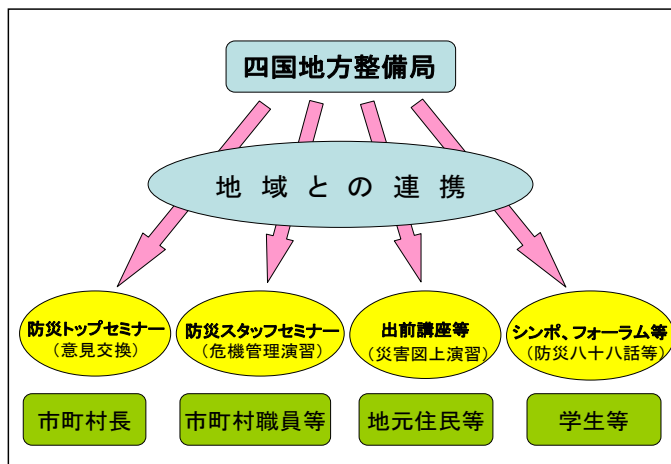
1-1-1 地域防災力の強化

○市町村等と連携した防災体制の強化

大規模災害等に対して防災力を強化するためには、市町村等との連携が不可欠です。地震対策をテーマに市町村長との意見交換を行う「防災トップセミナー」や水防をテーマに市町村職員等の参加により危機管理演習を行う「防災スタッフセミナー」等を通して市町村等と連携した防災力の強化を図っていきます。

さらに、地震津波対策として地域と連携し道路利用者に防災情報の提供方法について検討します。

市町村等と連携した防災体制強化イメージ



防災トップセミナー

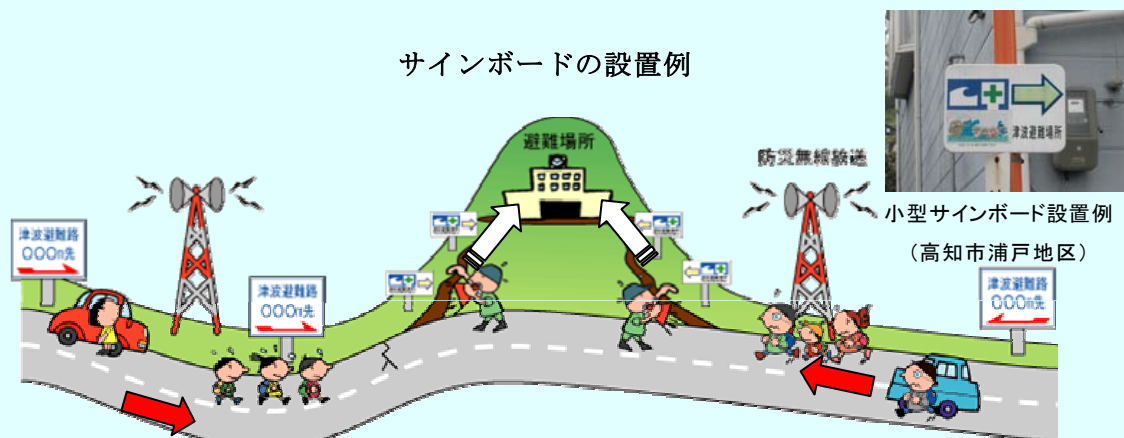


TOPICS

地域と連携し道路利用者に避難場所等の情報提供

地震津波の予想される地域の内、代表的な地域において、「地震津波対策に関する検討会（仮称）」を開催する予定です。

検討会では地域と連携し、サインボードの設置等道路利用者に対する津波・避難情報等の提供方法に関する計画（案）を作成します。



〇防災LANの市町村への拡張推進

関係機関と防災情報を共有するため、光ケーブルネットワーク等による防災LANの拡張を進めています。

平成20年度は、四国4県、第五管区海上保安本部及び陸上自衛隊第14旅団へと拡張してきた防災LANを、市町村への整備を図ります。防災LANが拡張されると、映像情報や水位情報、通行止め情報等をリアルタイムで見ることができます。

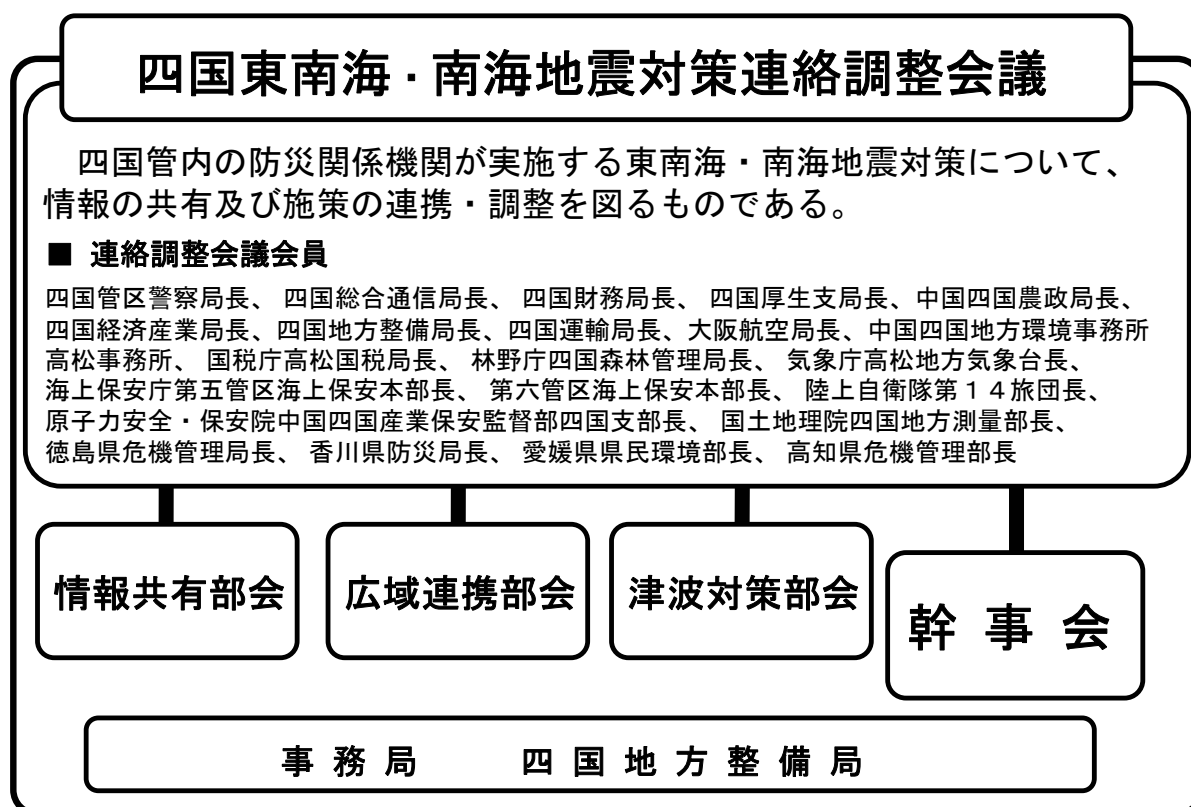


1-1-2 四国地方整備局の防災体制の強化

○四国東南海・南海地震対策連絡調整会議

4年目を迎え、今や東南海・南海地震対策の推進役となった「四国東南海・南海地震対策連絡調整会議」は、新たな機関の加入もあり、22機関の会員及び8機関のオブザーバー機関へと拡大してきました。

平成20年度は「緊急輸送ルートの復旧オペレーションの検討」「防災LANの市町村への拡張」等のプロジェクトを継続して実施するとともに、情報の共有及び施策の連携・調整を図り、広域的な支援並びに地震・津波対策をより計画的かつ効果的に推進します。



○災害対策用機械の整備推進

風水害や地震等による災害に対して速やかな対応を図るべく、災害対策用機械の増強配備を推進します。

平成19年度の6台の増強配備に引き続き、平成20年度も排水ポンプ車などの災害対策用機械の増強配備を推進します。



排水ポンプ車



照明車

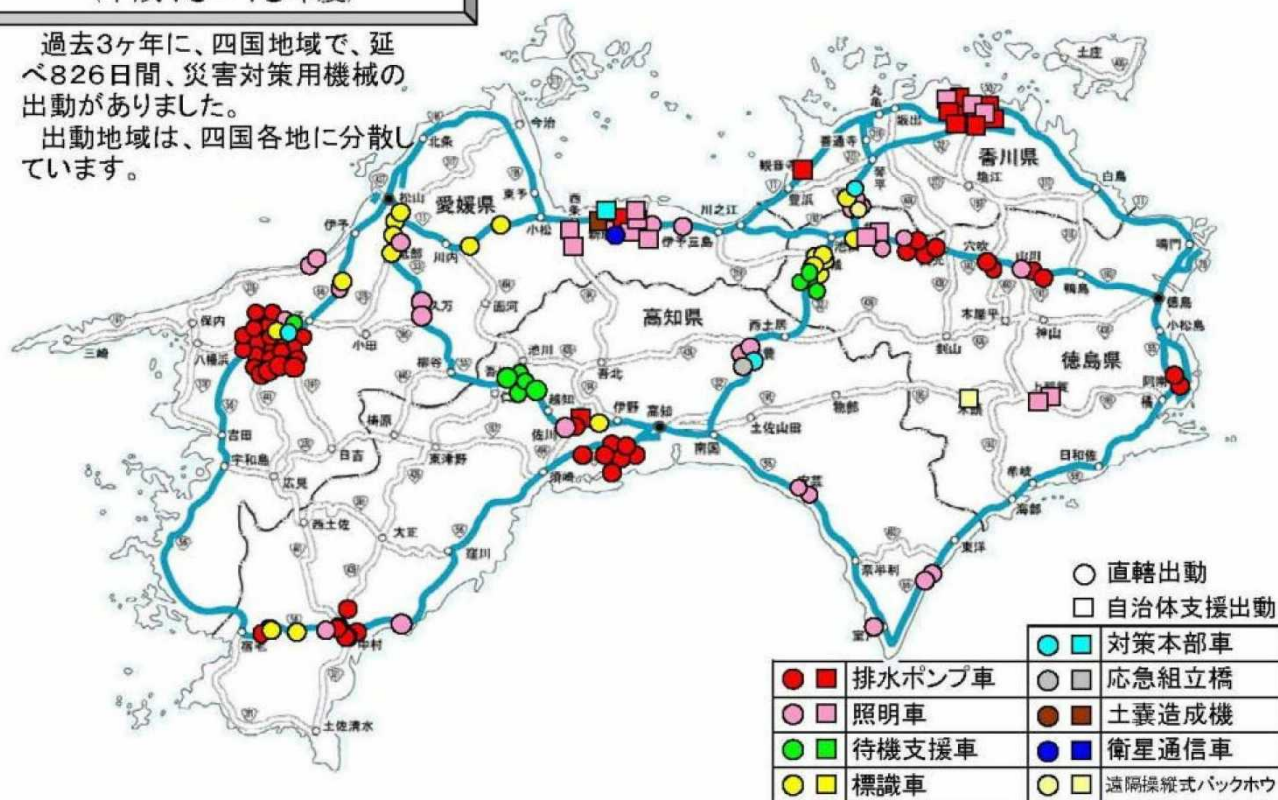


待機支援車

災害対策用機械の出動状況図
(平成16～18年度)

過去3ヶ年に、四国地域で、延べ826日間、災害対策用機械の出動がありました。

出動地域は、四国各地に分散しています。



1-2 東南海・南海地震対策の着実な推進

《目標》

- 東南海・南海地震に備え、各種構造物等の耐震化を進めるとともに、津波に即応できる管理体制の整備を進めます。
- 関係機関と連携して、地震・津波発生時の情報共有や広域連携に向けた取り組みを進めます。

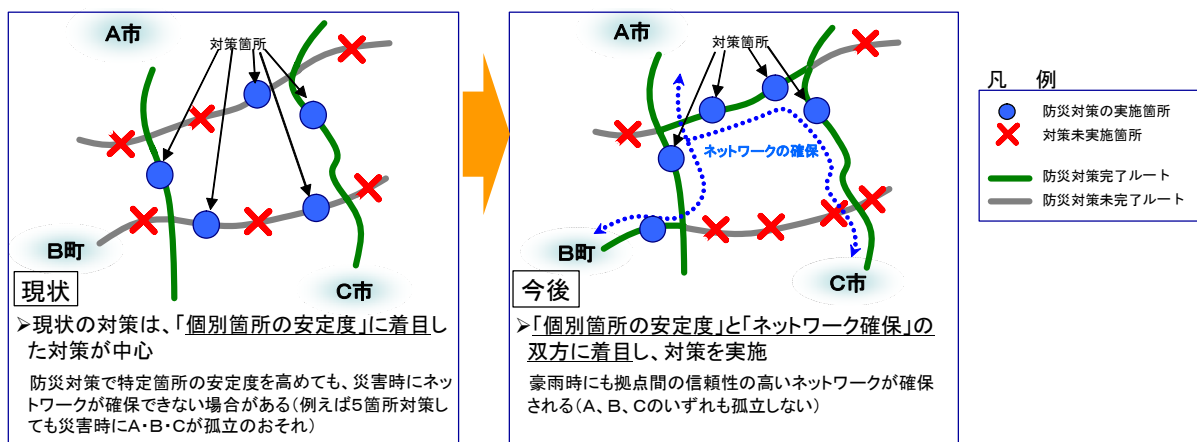
1-2-1 地震対策の推進

○緊急輸送路の確保、地域孤立の解消に向けた道路整備の推進

東南海・南海地震による災害等に備え、地域孤立の解消や緊急輸送路の確保等、災害時でも通行可能な道路ネットワークを確保することが必要です。

道路防災対策については、これまでの「個別箇所の安定度」の視点に加え「ネットワーク確保」の視点も追加し、優先順位の高い箇所から重点的に、のり面対策や構造物補修等の防災対策事業を推進します。

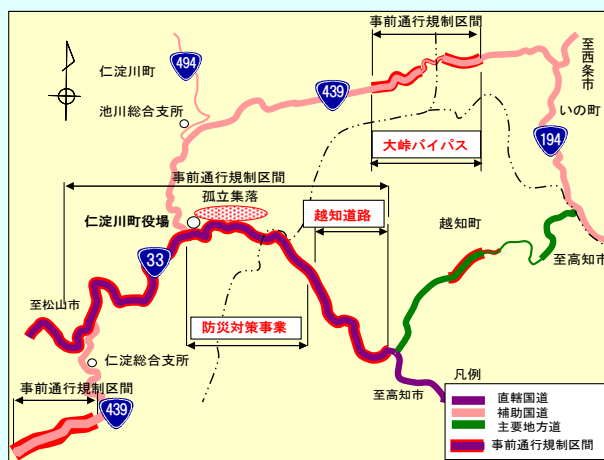
◆個別箇所の安定度とネットワークの機能確保の双方に着目した防災対策のイメージ（案）



TOPICS

地域孤立の解消のための道路ネットワークの確保

◆道路防災対策の事例 仁淀川町葛原



国道33号と国道439号の両路線の規制区間の解除には相当の時間がかかります。そこで、国の越知道路と防災対策を重点的に進め、孤立集落の解消を図るとともに、県の大峠BP事業の推進と連携し、国道194～国道439～国道33号のネットワークの確保を図ります。

○港湾における地震・津波等の対策

南海地震等の大規模地震による津波・地震被害の軽減を目的として、津波防波堤や海岸堤防の耐震強化・嵩上げ等の整備を推進するとともに、津波・高潮情報に即応して水門等の遠隔操作や住民への情報伝達を行う「津波・高潮防災ステーション」の整備を促進します。

こうしたハード整備に加えて、ソフト対策として地震による津波被害及び台風による高潮被害が想定される沿岸市町村におけるハザードマップ作成を支援します。

四国沿岸域 54 各市町村のうち、平成 19 年 1 月末迄に 44 市町村において作成済み（一部の地域のみ作成を含む）で、残る市町村においても引き続き作成を支援します。

平成 19 年度実施中箇所：

＜津波防波堤＞

須崎港

＜海岸堤防の耐震強化・嵩上げ等＞

徳島県 3 海岸（撫養港、橘港、浅川港）

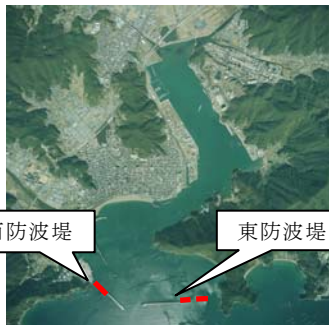
高知県 2 海岸（高知港、須崎港）

＜津波・高潮防災ステーション＞

高知港

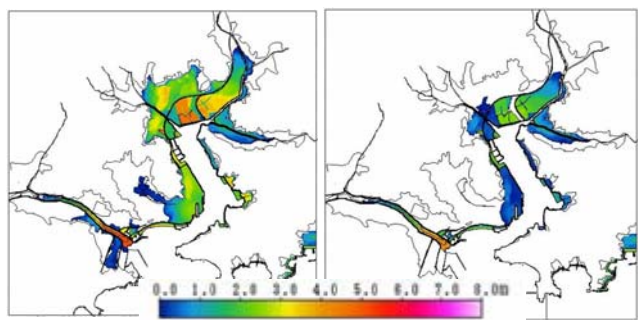
須崎港における津波防波堤整備

須崎港津波防波堤の位置



注釈）右図の浸水深予測は、昭和南海地震 M8.0、潮位 DL+1.9m を想定している。

須崎港における津波浸水深予測



【整備前(防波堤無し)】

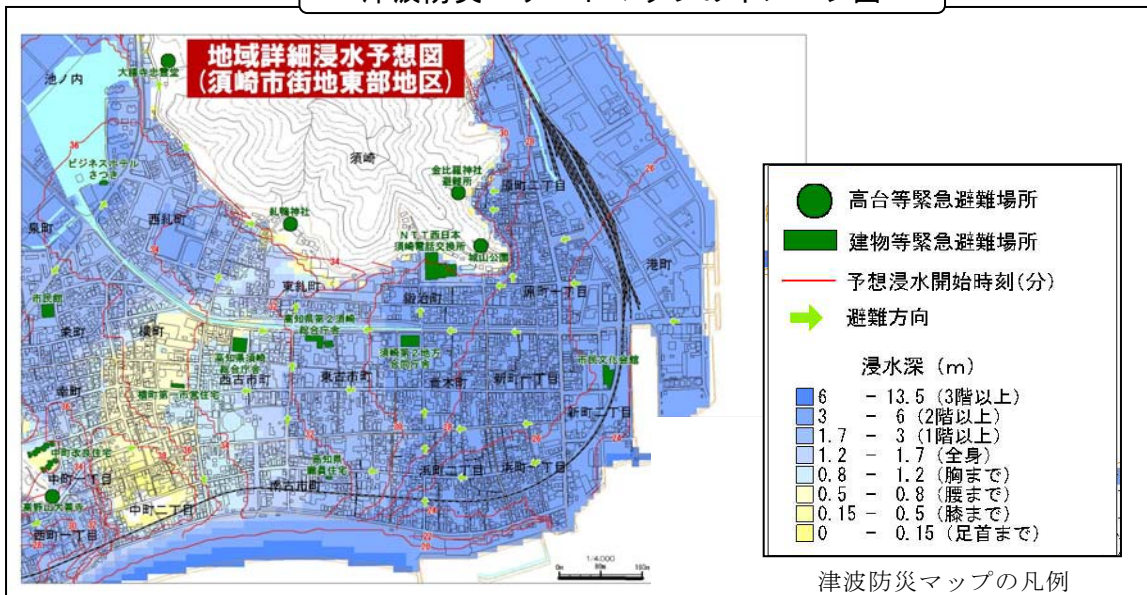
- ・ 浸水面積 約 1,337 千 m²
- ・ 浸水家屋数 約 4,300 戸



【整備後(防波堤有り)】

- ・ 浸水面積 約 622 千 m²
- ・ 浸水家屋数 約 2,100 戸

津波防災ハザードマップのイメージ図



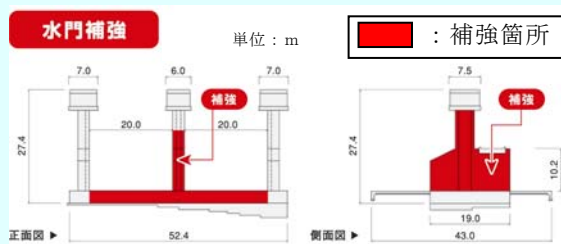
○河川における津波対策

津波による浸水被害を軽減するため、樋門ゲート閉操作の自動化・高速化を図るとともに、「河川構造物の耐震性能照査指針（案）・同解説」（H19.3 策定）に基づき、樋門・水門等の耐震補強対策を推進します。

TOPICS

河川構造物の耐震対策を本格的にスタート（四万十川／津蔵渚水門）

四万十川の津蔵渚水門が東南海・南海地震により性能に支障をきたした場合、津波の遡上に伴い、浸水面積約 100ha、浸水家屋約 190 戸の被害が想定されるため、平成 19 年度より水門の耐震補強に着手しました。



「河川構造物の耐震性能照査指針（案）・同解説」の考え方

現在から将来に渡って考えられる最大級の地震動（東南海・南海地震クラス）を考慮し、河川構造物の損傷をある程度許容する
（設計思想：損傷を全く認めないのではなく、保持すべき機能に応じてある程度の損傷を認める）

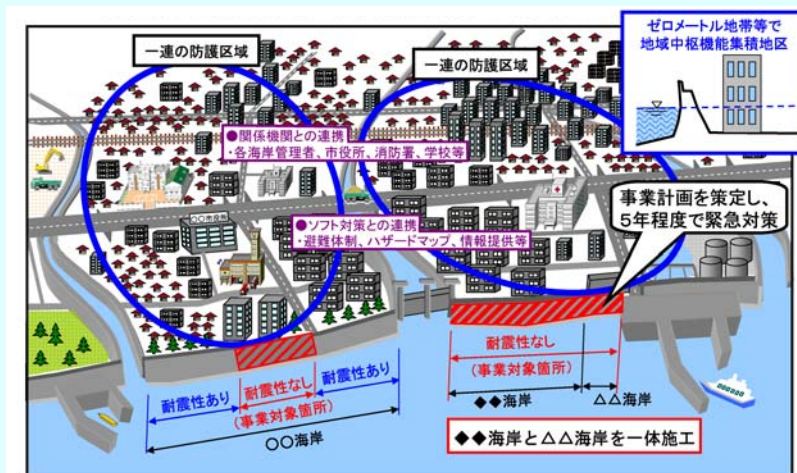
○海岸における耐震・津波対策

平成 19 年度に創設された海岸耐震緊急対策事業を活用して、堤防・護岸の耐震対策を緊急的に実施することにより、大規模地震後の堤防・護岸の防護機能低下による浸水被害から人命や資産を防護します。

TOPICS

海岸耐震緊急対策事業の創設【平成 19 年度】

ゼロメートル地帯等で背後に地域中枢機能集積地区（市町村役場、警察・消防署、病院等がある地区等）を有する海岸について、海岸管理者が策定する海岸耐震緊急事業計画に基づき 5 年程度で対策を完了するべく事業を実施します。



○安全・安心の確保に資する防災拠点施設の整備

大規模災害に対する備えとして、安全・安心の確保に資する防災拠点施設の整備を推進します。

高知第2地方合同庁舎整備に着手【新規要求】

高知市内の4つの官庁施設（自衛隊高知地方協力本部、高知地方法務局、高知財務事務所、高知税務署）の集約・合同化を図ると共に、東南海・南海地震のような大規模地震発生時にも官庁施設がその機能を十分に発揮できる防災拠点施設として、平成20年度に高知第2地方合同庁舎の整備について要求します。



建設予定地

TOPICS

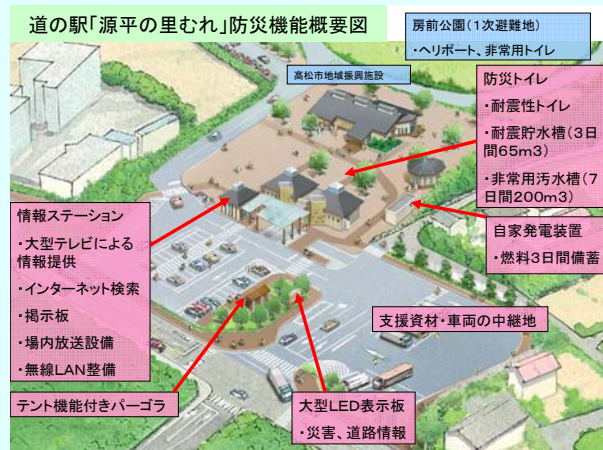
防災機能を備えた道の駅の整備

道の駅の新たな有効利用として、これまでの3つの機能（休憩、情報発信、地域連携）に加えて、防災機能（自家発電、防災トイレ、24時間情報提供）備えた道の駅を整備しています。

平成17年度から整備を進め、平成20年度では5駅が完了します。



防災機能を備えた道の駅

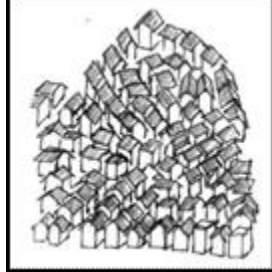


また、防災拠点、事前通行規制区間周辺の「道の駅」において、電光掲示板などにより地震情報・通行止め情報を提供予定です。

○密集市街地の改善 ～防災機能の充実した「安全」な市街地の創出～

地震時等において大きな被害が想定される重点密集市街地の改善を図るため、老朽住宅の除去、コミュニティ住宅、道路等の整備等を促進します。

密集市街地（イメージ）



平成 19 年度実施中箇所
高知駅周辺、潮江西部、
旭駅周辺
(3 箇所とも高知市)

平常時には居住環境にゆとりや潤いを与え災害時には一時避難場所となる公園やオープンスペース

共同・協調建替えによる
老朽住宅等の更新
(不燃化建築物の増加)

災害時の避難や延焼遮断、緊急車両進入のための道路網の整備



*写真はいずれも
高知市潮江西部地区

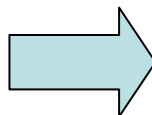
高知駅周辺地区で密集市街地解消【完成予定】

平成 8 年度より着手している高知市の高知駅周辺地区は平成 20 年度に密集市街地の解消が完了する予定であり、防災機能を備えた良好な市街地が形成されます。

整備前



住宅が密集し、道路が狭隘である



整備後



住宅、道路、公園等の整備により密集市街地が解消

1-3 水問題対策の着実な推進

《目標》

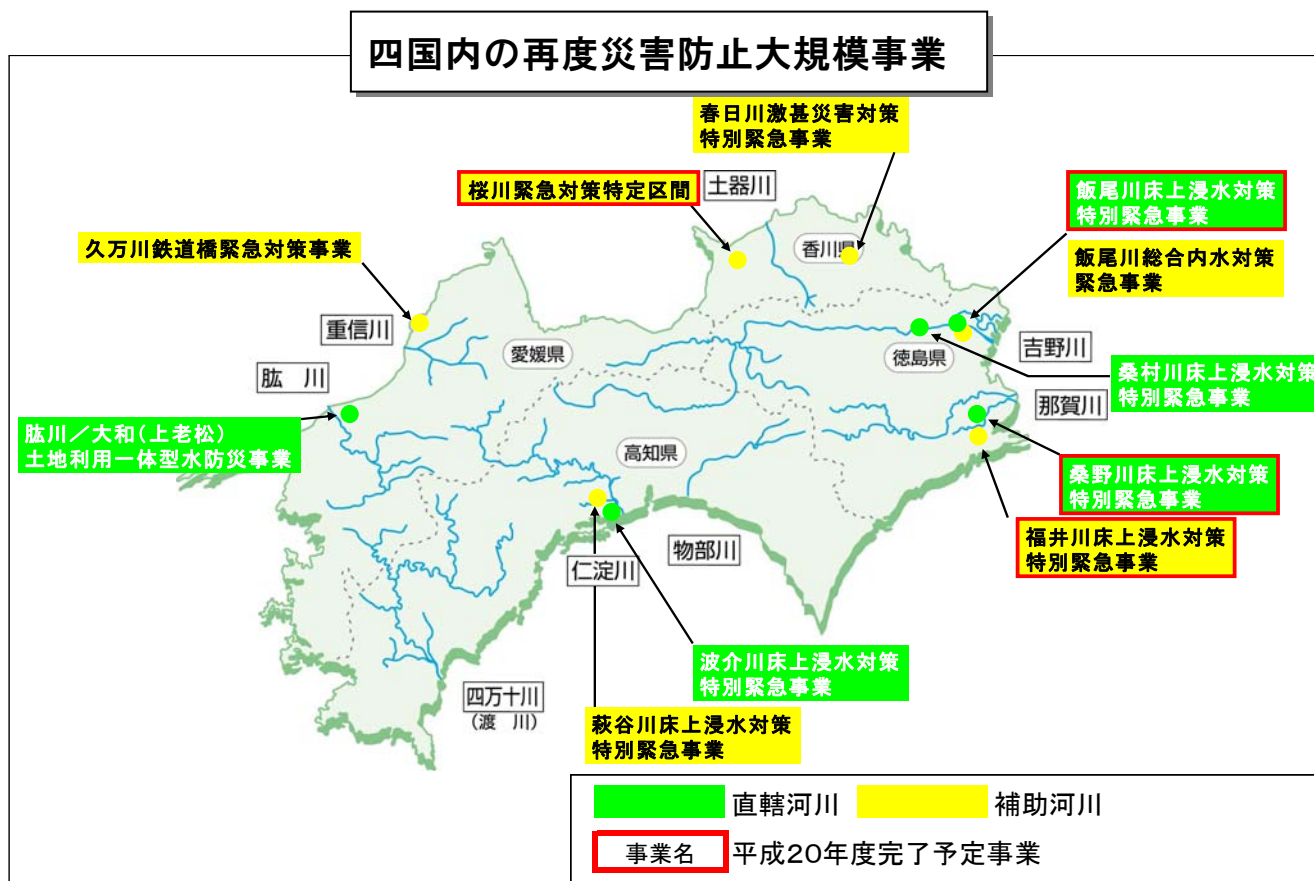
- 水害や土砂災害等への対策として、堤防やダム、砂防えん堤等の施設整備を進めるとともに、ハザードマップ作成支援等のソフト対策を進めます。
- 水の安定供給を図るため、ダム事業の実施や水資源の再利用化を進めます。

1-3-1 水害や土砂災害対策の推進

○再度災害防止大規模事業の推進

過去に水害、土砂災害による甚大な被害が生じた地域において、再度災害を防止するための事業を完成年度を明らかにしつつ迅速・計画的に推進します。

- 平成 19 年度実施中箇所：波介川床上浸水対策特別緊急事業 外 4 箇所（直轄）
春日川激甚災害対策特別緊急事業 外 5 箇所（補助）
うち平成 20 年度完了予定箇所：飯尾川床上浸水対策特別緊急事業（直轄）
桑野川床上浸水対策特別緊急事業（直轄）
福井川床上浸水対策特別緊急事業（補助）
桜川緊急対策特定区間（補助）



頻発する浸水被害を軽減！

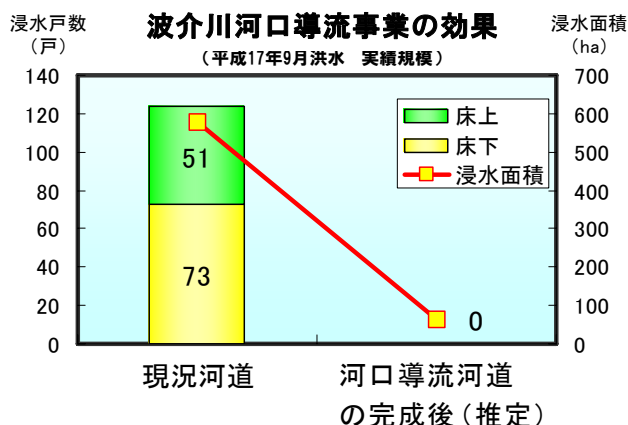
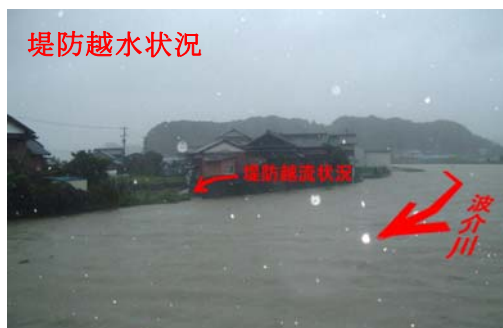
～波介川床上浸水対策特別緊急事業（H19 年度新規着手）～

波介川では、頻発する浸水被害を軽減させるため、現在の波介川合流地点を仁淀川河口まで導流し、仁淀川水位の影響による排水不良を改善させるとともに、波介川の洪水を安全に流下させるため、現在、事業実施中の「波介川河口導流事業」を、近年の洪水被害を踏まえ、平成 19 年度より「床上浸水対策特別緊急事業」として重点的に推進し、平成 23 年度の事業完了を目指します。

これにより確実な事業進捗が可能となり、早期に平成 17 年 9 月洪水と同規模の洪水に対して床上浸水被害を解消することができます。

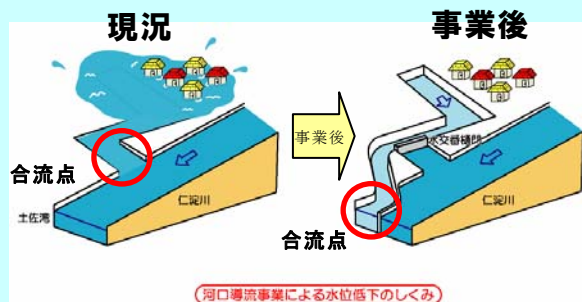


【平成 17 年台風 14 号浸水状況】



◆合流点付け替えイメージ

波介川と仁淀川の合流点を河口に付け替え、水位差を設けることで洪水を安全に流下させます。



○河川事業の推進

平成 16 年、17 年等頻発する浸水被害に鑑み、吉野川等直轄 8 河川、浅川等補助 48 河川において河川改修事業を推進します。

平成 19 年度実施中箇所：吉野川^{か も だ い い ち}加茂第一地区

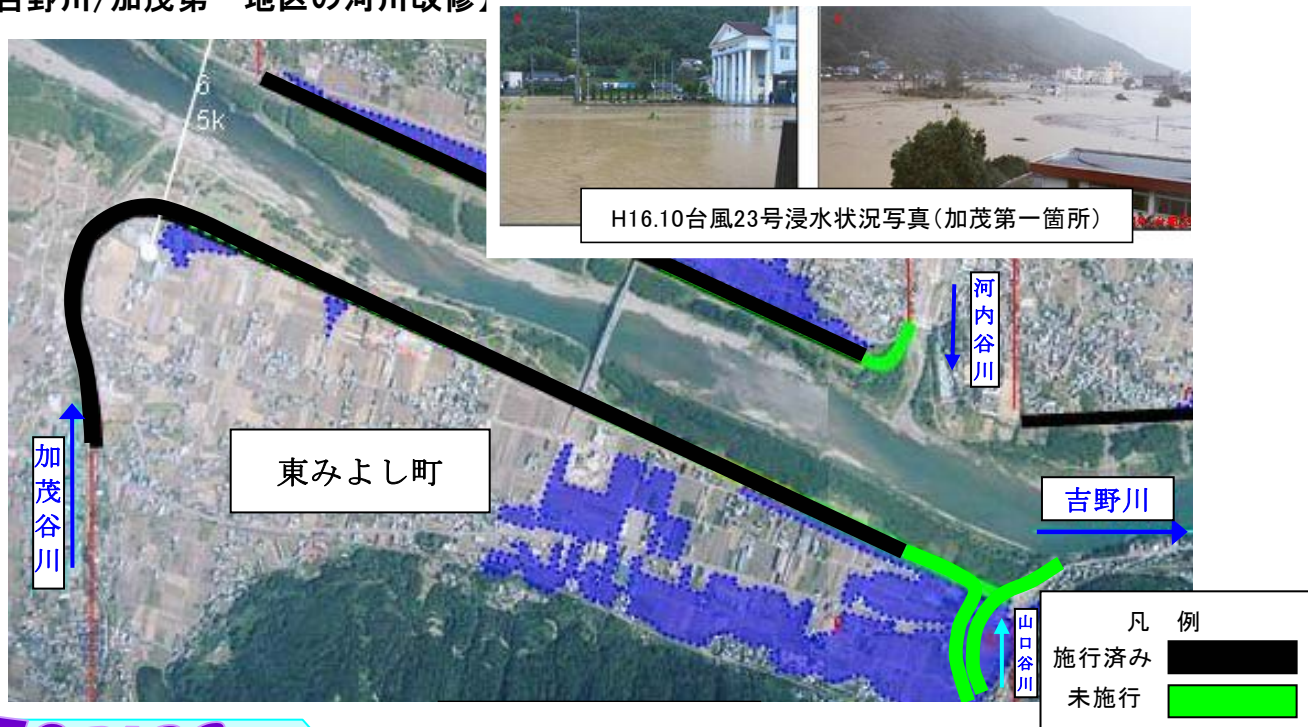
外 24 箇所(直轄)

国分川^{こ く ぶ が わ}広域基幹河川改修事業

外 60 箇所(補助)

うち平成 20 年度完了予定箇所：仁淀川仁ノ地区等(直轄)

【吉野川^{か も だ い い ち}/加茂第一地区の河川改修】



TOPICS

堤防の浸透に関する質的整備を推進！

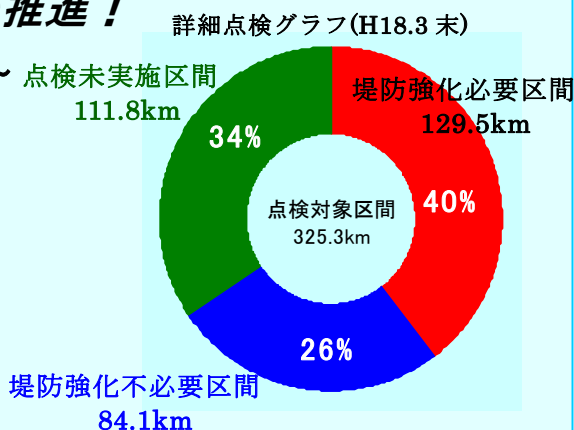
～平成 20 年度末までに堤防の点検完了予定～

四国地方整備局では、河川堤防の浸透に関する詳細点検を実施しており、平成 18 年度末までに、点検が必要な区間の約 66%について、詳細点検を完了しました。

その結果、約 130 km において安全性が不足し、堤防の強化が必要な区間であることが判明しました。

また、点検未実施区間については、平成 20 年度末までに完了する予定です。

なお、堤防強化が必要な区間については、堤防漏水の発生状況に注視しつつ、安全度、背後地の社会的条件等を総合的に判断し、対策を講じることとしています。



漏水対策 (高水敷に設置するブランケット工)
施工状況 (吉野川)



○ダム事業の推進

頻発する浸水被害を軽減するとともに、農水・上水・工水の水利流量及び河川維持流量を確保するため、ダム事業を推進します。

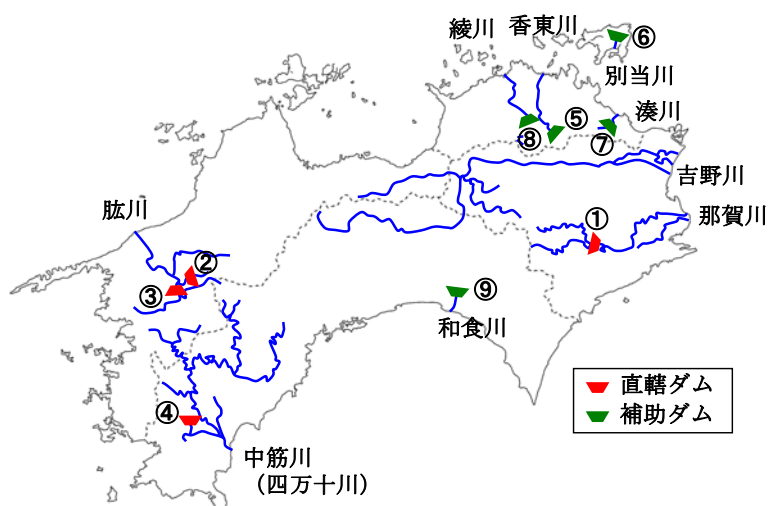
本年度改造事業に着手した長安ロダムについては、放流設備増強等に向けた諸調査を実施するとともに、堆砂による有効貯水容量の減少を防止するための堆砂除去を実施します。

□直轄

- ①長安口ダム改造
- ②山鳥坂ダム
- ③鹿野川ダム改造
- ④横瀬川ダム

☐補助

- ⑤ 栳川ダム
- ⑥ 内海ダム再開発
- ⑦ 五名ダム再開発
- ⑧ 綾川ダム群連携
- ⑨ 和食ダム

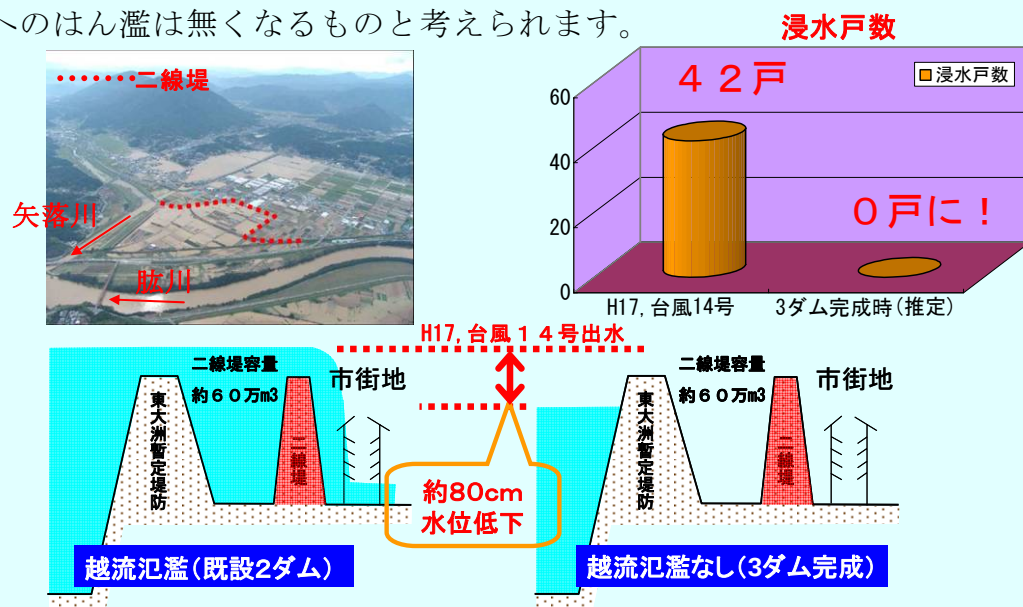


TOPICS

肱川におけるダム事業の効果（平成17年9月の台風14号の場合）

現況 2 ダム（野村ダム、鹿野川ダム）では、基準地点の大洲第二地点水位を約 40 cm 低下させたものの、東大洲地区の暫定堤防及び二線堤を越水し約 175 ha が浸水し 42 戸の家屋浸水が生じました。

しかし、鹿野川ダム改造、山鳥坂ダムが完成した場合は、同基準地点でさらに約80cm水位を低下させ暫定堤防から水があふれるのを避けられ、市街地へのはん濫は無くなるものと考えられます。

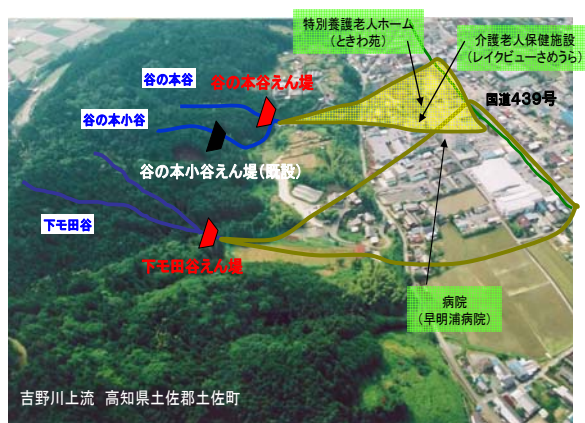


○砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業の推進

四国地方は、急峻な地形、脆弱な地質、台風の常襲地帯と非常に厳しい自然条件にあることから常に土砂災害の危険にさらされています。このため、土石流などの土砂災害から人命、財産を守るために砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業を推進します。

平成 19 年度
実施中箇所： 砂防事業
（主要事業箇所） 地すべり対策事業
急傾斜地崩壊対策事業

吉野川水系、重信川水系 （直轄）
美濃田 1 号谷（徳島県）、中徳下川（香川県） （補助）
善徳地区（徳島県）、怒田・八畝地区（高知県） （直轄）
高岡地区（愛媛県）、谷ノ内地区（高知県） （補助）
西浦地区（徳島県）、平和通地区（愛媛県） （補助）



土石流から保全するための砂防えん堤



徳島県三好市西祖谷山村

善徳地区におけるアンカー工による地すべり対策

○海岸事業の推進

平成 16 年に高知県菜生海岸で堤防の波返し部分が壊れ人的被害が発生した災害を踏まえ、海岸保全基本計画に基づき、堤防の老朽化対策としてクラックや空洞が生じている部分の改良を推進します。

平成 19 年度実施中箇所：（直轄） 高知海岸（高知県）
（主要事業箇所） （補助） 今津坂野海岸（徳島県）、苫張海岸（香川県）
大福浦海岸（愛媛県）、東予港海岸（愛媛県）
野根海岸（高知県）、下田港海岸（高知県）

平成 16 年高知海岸越波状況



打継目が拡大し対策が必要な堤防

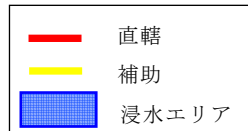
○臨海部における高潮対策の推進

平成 16 年 8 月 30 日の台風 16 号の来襲により、香川県内各地の海岸沿いの地域において、大規模な高潮被害が発生しました。再度災害を防止するため、市街地等を防護する胸壁の新設及び護岸の嵩上げなどの整備を促進します。

平成 19 年度実施中箇所：

＜胸壁・護岸(改良)＞ 高松港海岸（直轄、補助）、
土庄港海岸（補助）、外 2 海岸（補助）

【高松港海岸】



平成 16 年台風 16 号の高潮による浸水エリア

【土庄港海岸】



1-3-2 ハード対策と一体となったソフト対策の推進

厳しい財政状況の中、ハード対策のみでは早期に災害安全度を向上させることが難しくなっていることを考慮し、ソフト対策をハード対策に併せて実施します。

○洪水対策

河川氾濫や内水被害による浸水被害の軽減及び拡大防止のためには、排水機場の整備等のハード整備に加えて、浸水被害における人的被害の解消を図るため警戒避難体制の構築や、浸水実績図の公表による低地への宅地進出抑制等のソフト対策を行うことが非常に重要です。

このため、国によるハード整備及び自治体による様々なソフト対策をあわせて実施することにより、総合的な治水対策を推進します。

TOPICS

排水機場整備と自治体が実施するソフト対策を一体的に実施

吉野川では、頻発する内水被害の軽減を早期に図るため、「床上浸水対策特別緊急事業」により、角ノ瀬排水機場の新設（徳島市）及び、川島排水機場の改築（吉野川市）を実施するとともに、自治体によるソフト対策も積極的に実施されており、警戒避難体制の強化を図っています。

【自治体によるソフト対策事例】

- ・ハザードマップの公表
（新規転入者へも個別配布により周知）
- ・水害展開催等による住民への啓発
- ・災害情報協力員制度の導入（注1）等

注 1) 災害情報協力員制度とは、水害時の河川水位や道路浸水などの情報を協力員より市町村へリアルタイムで連絡することで、水害情報の共有化を図る制度です。

【水害パネル展の実施（徳島市）】



【内水ハザードマップの作成（吉野川市）】

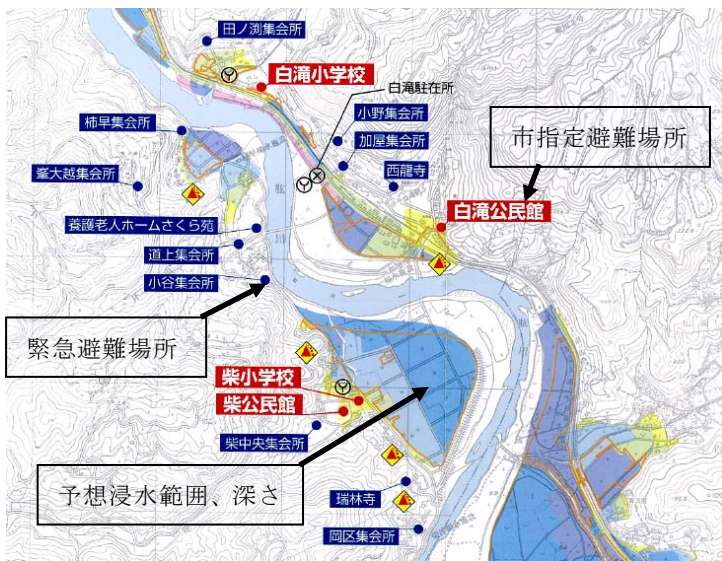


浸水想定区域図、ハザードマップについて

【直轄河川における「浸水想定区域図」の公表を平成 19 年度中に完了】

市町村では、四国地整が公表した浸水想定区域図をもとに、洪水時における住民の避難行動が速やかに行えるよう洪水ハザードマップの作成公表が進められています。直轄河川において 37 市町村が作成公表する必要がある、平成 19 年 7 月末までに 24 市町村において公表されています。

今後とも、市町村の作成公表を促進するため、四国地整では作成が残る桑野川等 5 河川の浸水想定区域図の作成を平成 19 年度に完了させるとともに、各事務所の「災害情報支援普及室」（H17.1 設置）を通じて、技術的な支援を行うこととしています。

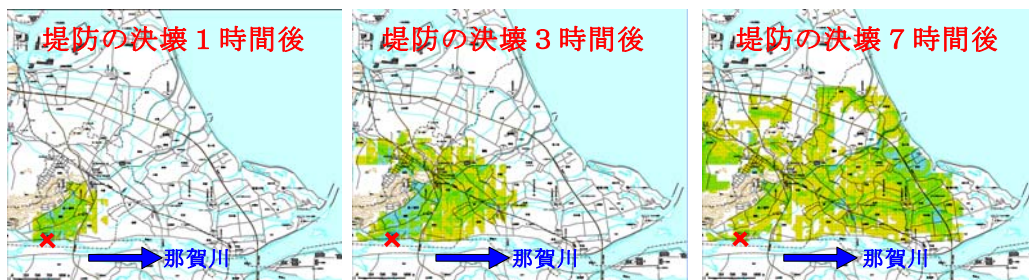


【大洲市ハザードマップの例】

凡 例	
0. 0m以上～0. 5m未満	
0. 5m以上～1. 0m未満	
1. 0m以上～2. 0m未満	
2. 0m以上～3. 0m未満	
3. 0m以上～4. 0m未満	
4. 0m以上～5. 0m未満	
5. 0m以上	
平成16年台風16号の浸水被害実績範囲	
消防署・消防詰所	
警察署・交番・駐在所	
市指定避難場所	
緊急避難場所	
病院	
土砂災害による避難経路上の危険場所	

【住民の皆様に分かりやすい「動く浸水想定区域図」を新たに公表】

四国地整では、水防法に基づき浸水想定区域図を公表しているところですが、住民の皆様にも、より分かりやすく河川がはん濫して濁流が押し寄せる状況を理解していただけるよう、「動く浸水想定区域図」を平成 19 年度に新たに公表します。この情報は四国地方整備局のホームページ（<http://www.skr.mlit.go.jp/kasen/index.html>）で概要がご覧いただけるとともに、各事務所に伺っていただければ詳細な動画をご覧になれます。



【那賀川の堤防が決壊した場合の例】

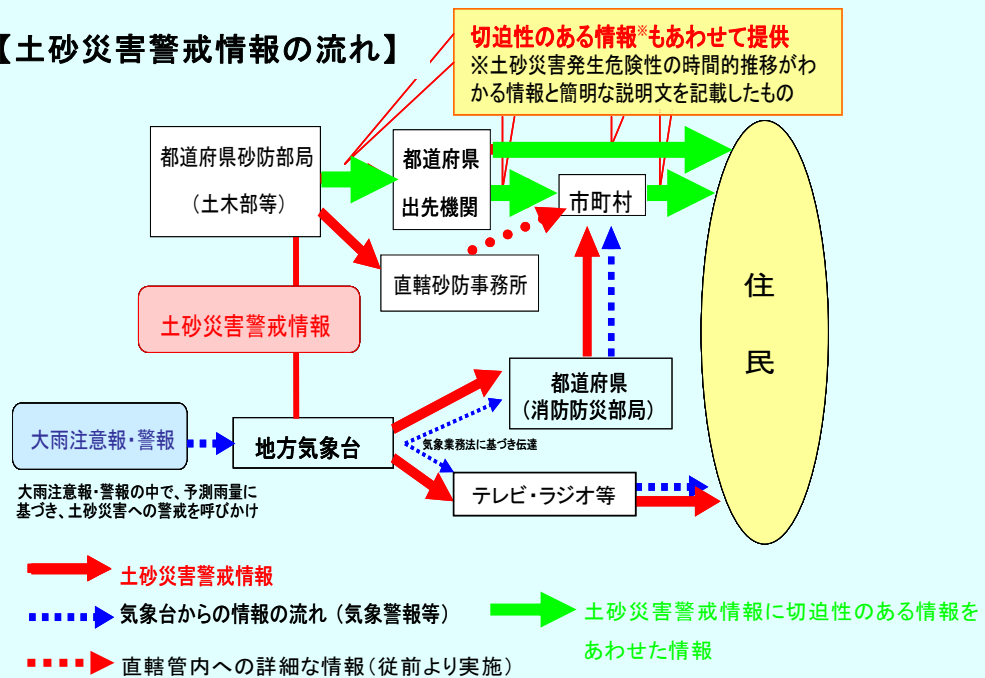
平成19年6月1日より土砂災害警戒情報の発表を開始

土砂災害警戒情報は、土砂災害による被害の防止・軽減のため、大雨によって土砂災害が発生するおそれがある時に各県と各地方気象台が共同で発表する防災情報です。

この情報は、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民のみなさんの自主避難の参考となるよう発表するもので、各県ではあわせて、土砂災害警戒情報を補足する「危険性の時間的推移がわかる情報等の切迫性のある情報」を提供していきます。

四国地方整備局では、各県が総合流域防災事業を活用し、切迫性のある情報を効果的・効率的に提供できるよう技術的な支援を行うこととしています。

【土砂災害警戒情報の流れ】



台風4号(19.7.13)では徳島県、愛媛県、高知県で58市町村71地域に土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害に関する避難勧告が7市町村で発令されました。

1-3-3 安定した水供給の確保

○ダム事業の推進（再掲）

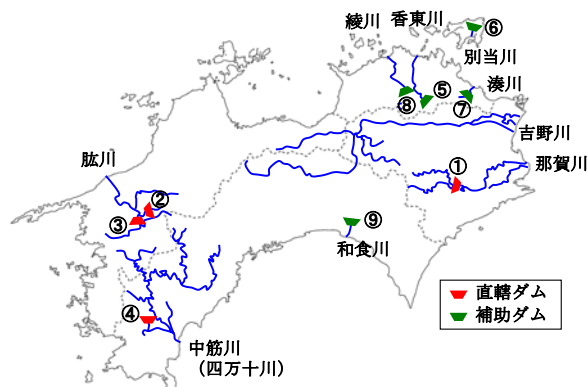
将来にわたって、農水・上水・工水の水利流量及び河川維持流量の確保を図るため、水資源の新規開発や再開発を推進します。

□直轄

- ①長安口ダム改造
- ②山鳥坂ダム
- ③鹿野川ダム改造
- ④横瀬川ダム

□補助

- ⑤柗川ダム
- ⑥内海ダム再開発
- ⑦五名ダム再開発
- ⑧綾川ダム群連携
- ⑨和食ダム



TOPICS

平成19年渇水に対しての長安口ダム改造事業等による効果

那賀川においては、平成17年の渇水に続き、4月17日～6月30日（75日間）の長期にわたり取水制限が行われました。

那賀川流域の洪水被害を軽減するとともに、流水の正常な機能の維持を図るため、平成19年度より長安口ダム改造事業を実施しているところです。

仮に長安口ダム改造事業等による貯水池容量の振り替え（「発電容量※」を「不特定容量※」へ変更）が完了していれば、今回の渇水における取水制限日数は、75日から41日（41日/75日=0.55）に短縮となるとともに、最高取水制限率も60%から40%に低減され、大幅な取水制限を回避することができたと想定されます。

※「発電容量」：発電に使用するためのダム貯水容量

※「不特定容量」：下流の既得用水や動植物の生存等のために確保するダム貯水容量



枯渇した長安口ダム（平成19年5月24日）

平成19年渇水における貯水量図 （実績と長安口ダム改造事業等の比較）



取水制限日数

75日→41日

(41日/75日=0.55)

最高取水制限率

60%→40%

○下水処理水の再利用化や雨水の有効利用の促進

慢性的な水不足への対応等を図るため再生水送水管等を整備することにより、下水処理水の再利用等を促進します。

平成19年度実施中箇所：下水道処理水の再利用化
雨水貯留施設の整備

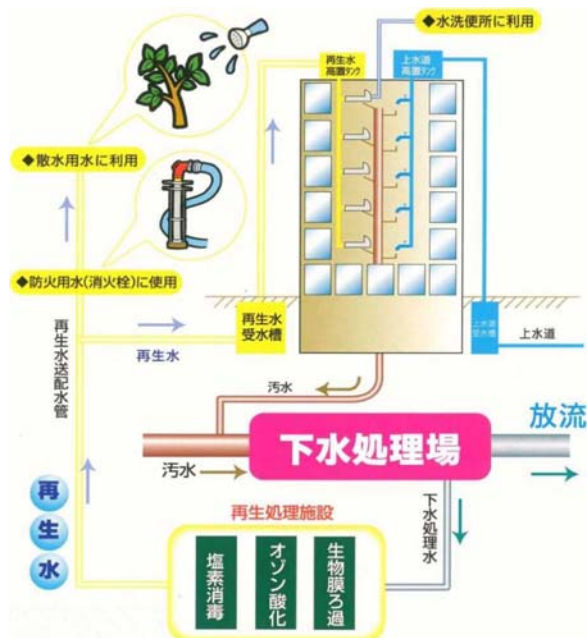
香川県高松市（補助）
愛媛県松山市外2市（補助）

□香川県高松市

- ・サンポート高松地区等では、下水処理水を散水、水洗便所、冷却用水等雑用水として活用



【下水処理水の循環イメージ】

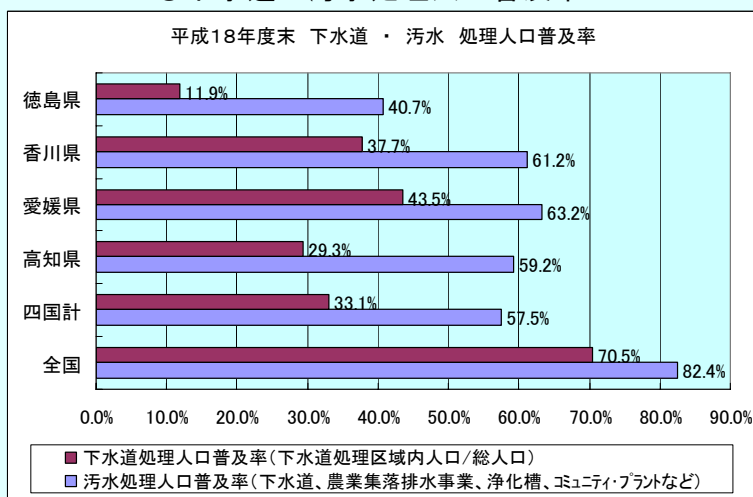


TOPICS

遅れている四国の下水道処理人口普及率の向上

四国の下水道・汚水処理人口普及率は全国に比べ低い水準となっており、良好な水環境の維持や水不足問題への対応のため、引き続き整備を促進することが重要です。

○下水道・汚水処理人口普及率



○四国各県の処理人口普及率 全国順位

県名	下水道	汚水
徳島県	47 位	47 位
香川県	42 位	44 位
愛媛県	38 位	41 位
高知県	45 位	45 位

渇水時における下水処理水の再利用について

今年の四国地方は少雨傾向が続き、平成19年2月1日に四国地方渇水対策本部が設置された以降も、まとまった雨が降らず、各地で取水制限が強化されました。

一部の下水処理場においては、場内で処理を行った水を、トイレの洗浄水や樹木等への散水のため下水処理水として供給しました。

こうした下水処理水の再利用は、水資源の有効活用に寄与するとともに、渇水対策に寄与するものです。



再生水取水施設からの取水状況



下水処理水の再利用状況

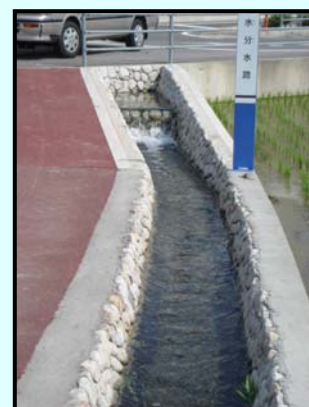
また、香川県多度津町では、平成6年の大渇水を契機に下水処理水に着目し、更に高度処理した再生水を上流約6km地点まで送水することにより、農業用水、修景用水及び河川の浄化等へ活用しており、(1)節水型リサイクル社会の形成、(2)公共用水域の水質及び環境保全、(3)慢性的渇水に対する安全性の向上、(4)人と水との接点としての自然的な水環境を再生し、今回の渇水時においても、潤いと安らぎあるまち空間を創出しました。



親水公園（八幡の森ホテルの里）



役場前のせせらぎ水路



農業用水への活用

1-3-4 総合的検討の推進

○河川整備基本方針及び河川整備計画の策定推進

頻発する水害・渇水に対して、計画的に安全度を向上するとともに、河川環境の保全と創出を図るため、早期に河川整備基本方針及び同整備計画を策定します。

河川整備基本方針・河川整備計画策定状況

仁淀川水系、渡川水系(四万十川)の河川整備基本方針は平成19年度中に作成することを目指します。



○四国水問題研究会

頻発する洪水、渇水被害を背景に、産・官・学の枠組みで「四国水問題研究会」を平成18年6月に発足させました。(平成19年6月までに4回開催)

この研究会は四国4県が共有する吉野川水系及びその関連地域の水問題(治水・利水・環境)について総合的に把握するとともに、水資源の有効利用と治水・利水・環境の合理的な恒久対策及び実施方策について研究及び提言を行うものです。

平成19年度内に中間とりまとめを行い、平成20年度には提言に向けて更に研究・討議を行います。



早明浦ダム(平成17年8月19日)



応急給水栓設置状況(平成17年度高松市)

1-4 命を支える道路ネットワークの整備

《目標》

- 災害に強く、信頼性の高い道路ネットワークの確保を図るため、「四国8の字ネットワーク」の整備や防災対策事業を推進する。
- 既存道路ストックの維持更新、地域の実情に応じた道路整備を進める。

○四国8の字ネットワークの概成に向けた取り組み

信頼性の高い道路ネットワークの確保や地域の閉塞感の解消など、高速道路空白地帯の「安心」と「活力」の両面を支える「四国8の字ネットワーク」の早期形成に向けて重点的な整備を推進します。

平成19年度実施中箇所：四国横断道阿南市～徳島市、須崎市～四万十町、宇和島市～西予市（新直轄）
 国道56号宇和島道路 外8箇所（直轄）
 国道493号北川奈半利道路 外1箇所（補助）

うち平成20年度供用予定箇所：国道56号須崎道路 L=2.1km（直轄）
 国道56号中村宿毛道路 L=6.1km（直轄）

【命を支える「四国8の字ネットワーク」の整備推進】

- ・東南海・南海地震の今後30年以内の発生確率は50%
- ・地震による津波の予想浸水箇所はミッシングリンク(高速道路未整備区間)に集中

地域の孤立を防ぎ、迅速な救急・救援活動や物資輸送、復旧活動支援に資する「四国8の字ネットワーク」の早期形成に向け整備を推進。



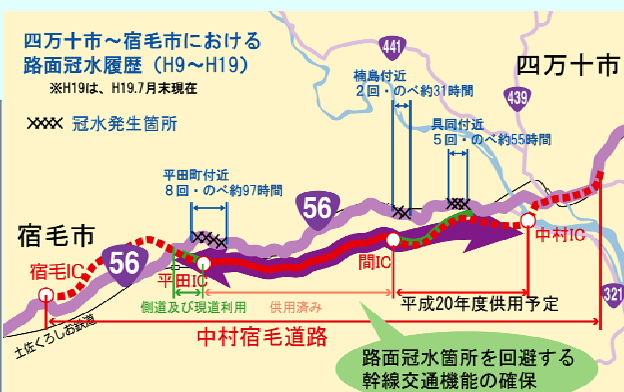
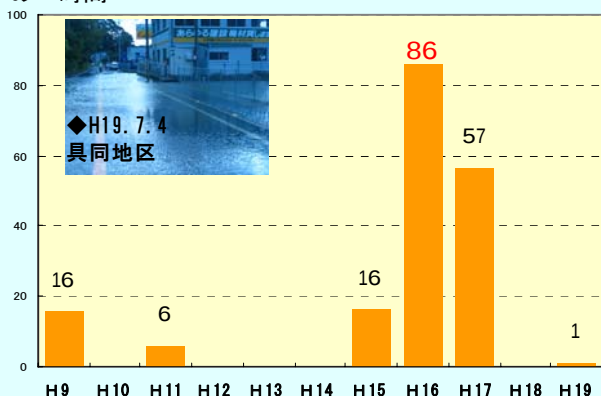
TOPICS

幹線道路の交通遮断を補い、地域を支える中村宿毛道路

四万十市～宿毛市間の国道56号（現道）では、台風などの異常気象時には、路面冠水が発生し、四万十市と宿毛市を結ぶ幹線道路の交通遮断を余儀なくされています。この様な中、水害の影響を受けない中村宿毛道路は、代替道路として、交通機能を確保するなど、地域の「安心」を支えています。

◆四万十市～宿毛市間の路面冠水による年度別のべ全面通行止め時間（H9～H19）

のべ時間



○事前通行規制区間を解除する道路整備の推進

災害に強く、緊急時に確実な移動サービスを提供する信頼性の高い道路の早期整備を図るとともに、防災対策事業の推進により、安全・安心な道路の整備を推進します。

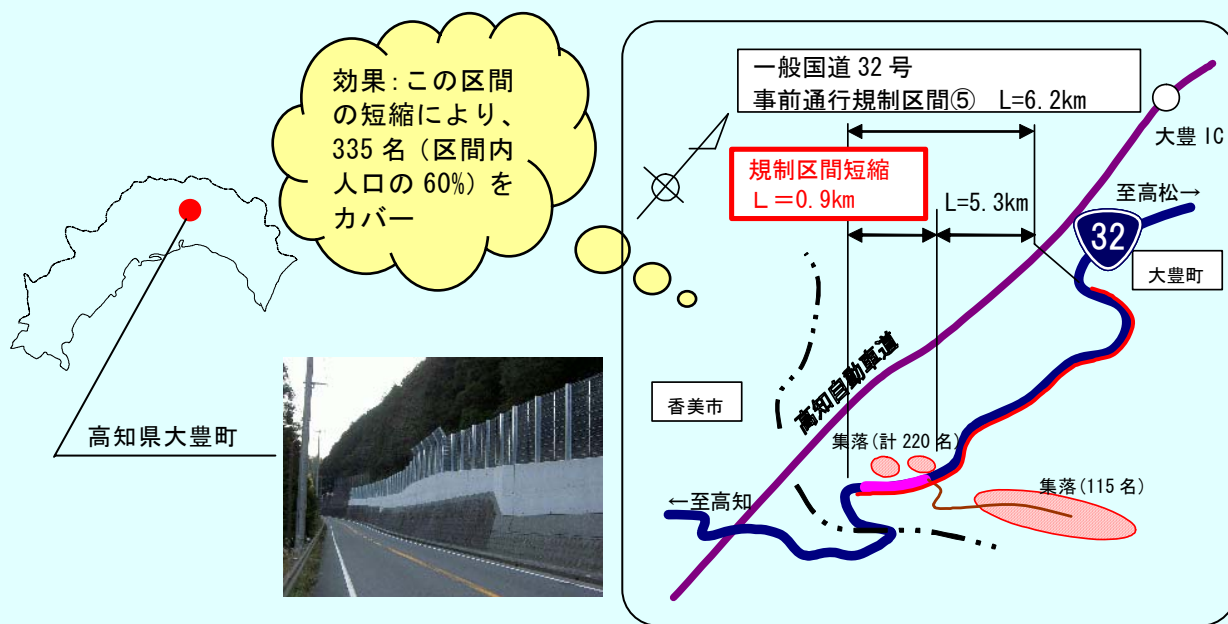
平成 19 年度実施中箇所：国道 33 号 三坂道路 外 57 箇所（直轄）
国道 441 号網代バイパス 外 83 箇所（補助）
供用予定箇所：国道 197 号名坂道路 L=2.3km （補助）

TOPICS

事前通行規制区間解除（短縮）に向けた取り組み （高知県大豊町）

高知県大豊町の事前通行規制区間のうち南側の 0.9 km 区間は、335 人の住民に影響する区間です。

現在、当区間の事前通行規制を解除するべく、改築事業及び防災対策事業の実施に加え地すべり対策を実施しているところであり、事業完了後に安全を確認した上で解除する予定です。

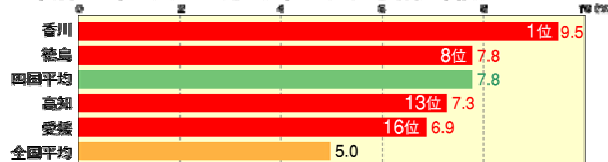


○交通安全事業の推進

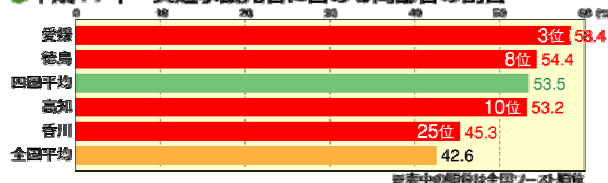
四国の人口あたりの交通事故死者数は全国ワースト高位であり、その内高齢者の割合も全国平均を大きく上回っています。

安全な交通環境の確保を目指し、データ分析による事故の多発箇所の重点的整備など、効果的、効率的な交通事故対策を推進します。

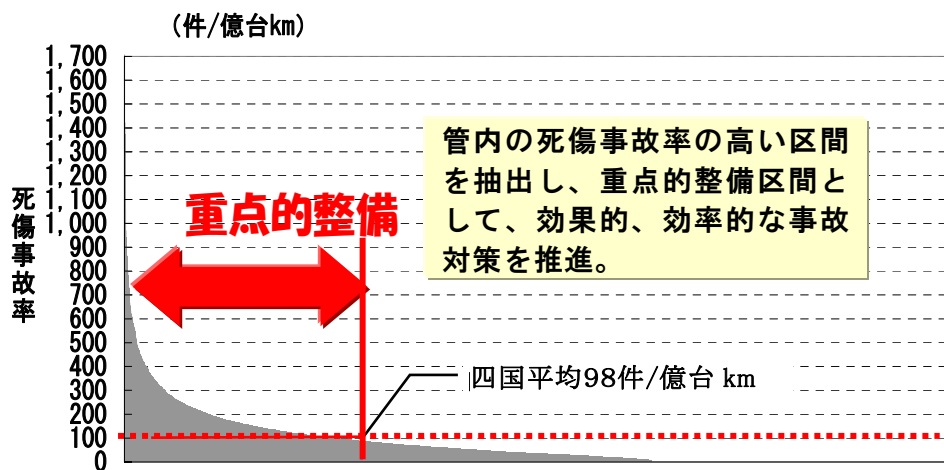
●平成18年 人口10万人当たり交通事故死者数



●平成17年 交通事故死者に占める高齢者の割合



歩道設置がなされていないため歩行者等が危険にさらされている道路



四国内直轄国道における死傷事故率曲線(H14～H17)

※ 死傷事故率

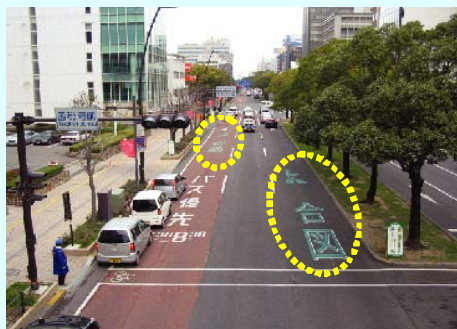
死傷事故率98件/億台 kmとは、
車1万台が1万km走行する間に
98件の事故が起きることを指します。

TOPICS

死傷事故率の高い箇所での対策事例

【対策の実施例】

- ・香川県下において事故抑止対策を効果的・効率的に実施するため各関係機関で構成する「香川県事故対策会議」を開催し、対策の検討を行い実施しています。
- ・高松市内においては、車両相互の事故対策として交差点部の右左折車両への注意喚起の「オリーブマーク」等の対策を実施しています。



オリーブマーク
マスコットキャラクター



1-5 社会資本ストックの老朽化対策の推進

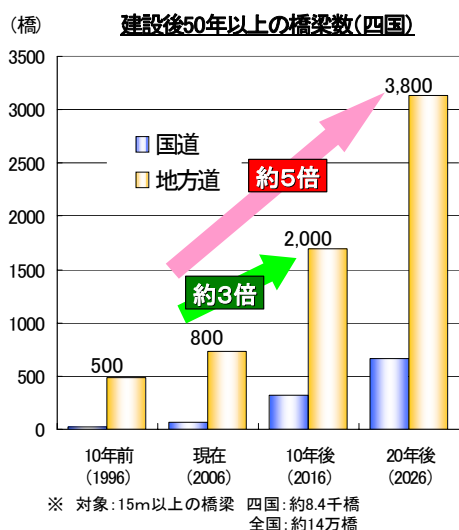
《目標》

- 老朽化した社会資本ストックの急速な増加に対応するため、計画的・効率的な維持管理や更新を重点的に実施します。

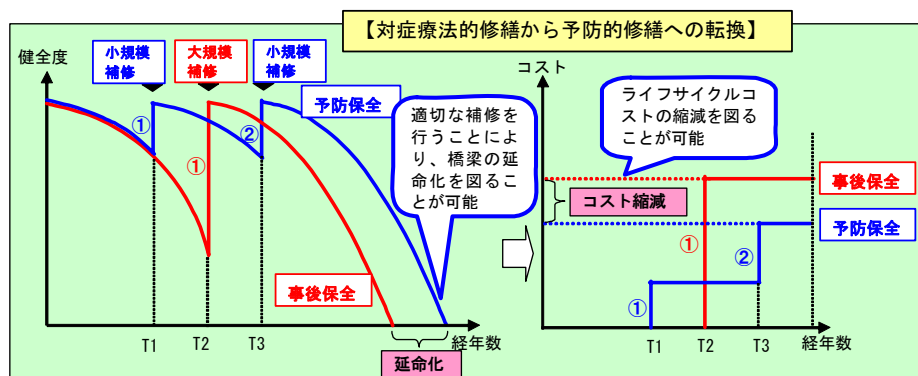
○道路構造物の更新時代への対応

現在、四国の国道・地方道における建設後50年以上経過した橋梁数は8%ですが、20年後には45%と大幅に増加し、適切な修繕を行わなければ架け替えなど近い将来大きな負担が生じます。

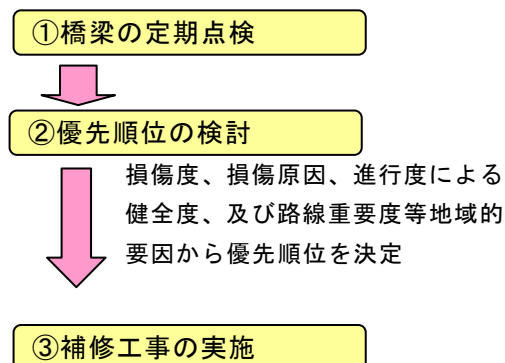
直轄国道については、橋梁の定期点検に基づき、損傷度、損傷原因、進行度による健全度、及び路線重要度等地域的要因から優先順位を決定し、優先度の高い箇所から、橋梁補修を実施します。



対症的修繕から予防的修繕への転換



長寿命化修繕のフロー図 (案)



漏水による支承・下フランジの腐食(事例)

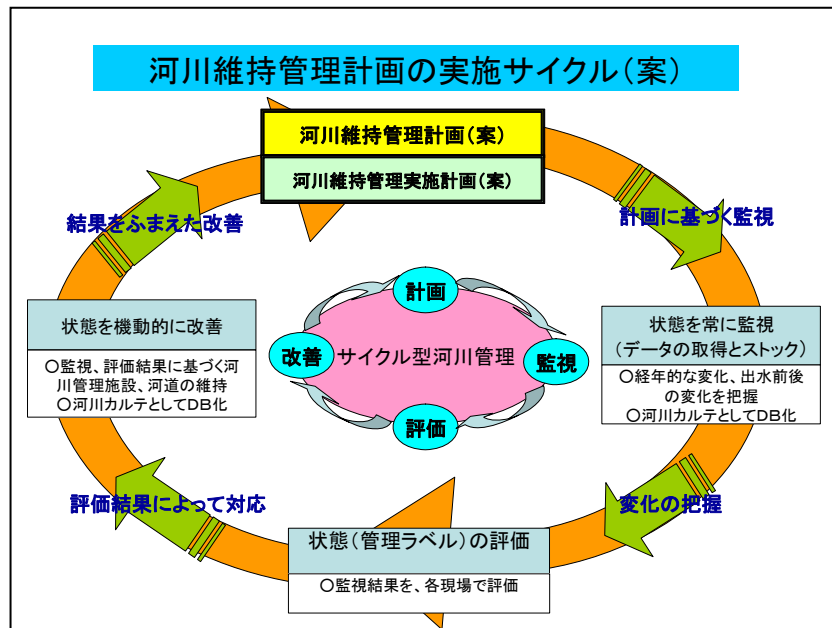


さらに、四国4県(地方公共団体)についても、従来の対症的な修繕及び架け替えから、予防的な修繕及び計画的な架け替えへと円滑な施策転換を図るため、「長寿命化修繕計画」の策定を本格着手します。

○効果的・効率的な河川維持管理の実施

平成19年度に、河川における、今後概ね5年間に実施する維持管理内容を定めた「河川維持管理計画（案）」及び同計画（案）に基づく年間の具体的な実施内容を定めた「河川維持管理実施計画（案）」を策定しました。

平成19年度以降の維持管理にあたっては、これらの計画（案）に基づき、「監視」、「評価」、「改善」、「計画の見直し」というサイクル型維持管理体系による試行を実施し、両計画（案）の内容充実を図り、効果的・効率的な河川維持管理の実施を図っていきます。



○河川巡視支援システムの整備

河川維持管理計画(案)・河川維持管理実施計画(案)の実施において、河川の状態を常に監視するためには、日々の状況を把握することが重要であり、平成20年度は毎日の河川巡視結果を携帯端末・PCなどを用いて記録・保存するシステムの整備を行い、効果的・効率的な河川の維持管理の推進を図ります。



2. 活力に満ちた地域づくり

《方針》

四国四県の「活力に満ちた地域づくり」を進めるため、四国内並びに四方を海に開かれた地域を活かし、他地域やアジア諸国まで交流・連携する社会基盤整備を推進します。

2-1 四国内外の交流・連携の強化支援

《目標》

- 四国の国際競争力を維持・強化するため、道路、空港、港湾等の物流機能の強化、利便性の向上、高速交通ネットワークの整備や相互アクセス機能の向上を図ります。

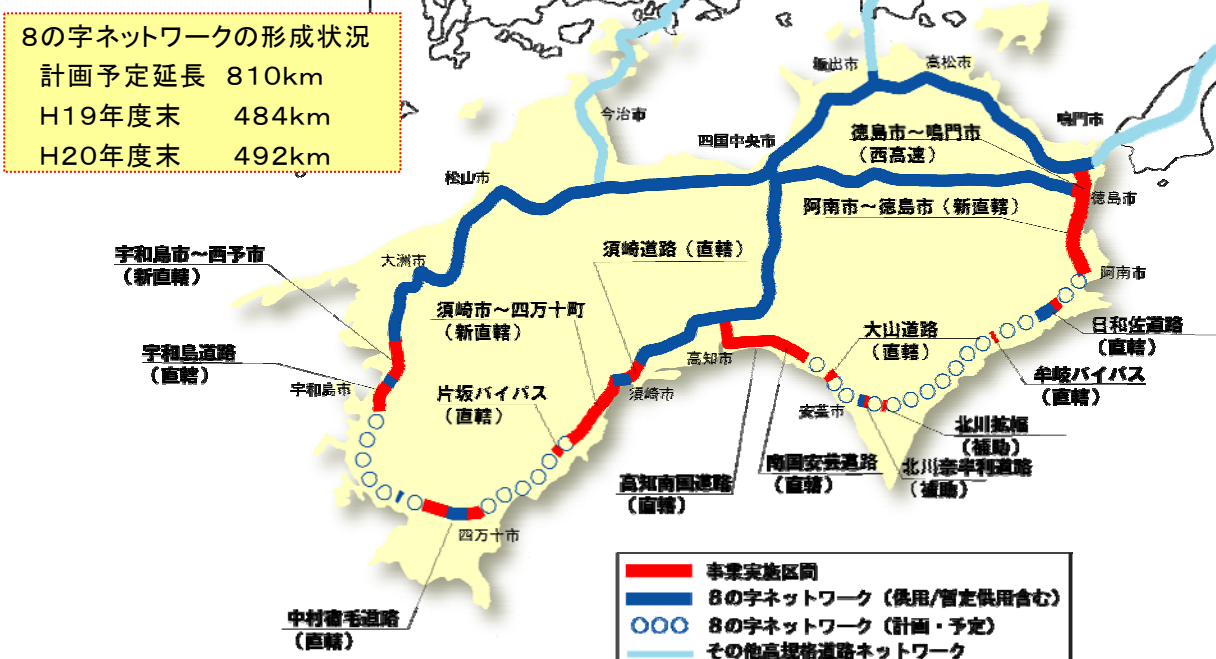
2-1-1 四国8の字ネットワークの概成に向けた取り組み（再掲）

○四国8の字ネットワークの概成に向けた取り組み

信頼性の高い道路ネットワークの確保や地域の閉塞感の解消など、高速道路空白地帯の「安心」と「活力」の両面を支える「四国8の字ネットワーク」の早期概成に向けて重点的な整備を推進します。

平成19年度実施中箇所：四国横断道阿南市～徳島市、須崎市～四万十町、宇和島市～西予市（新直轄）
：国道56号宇和島道路 外8箇所（直轄）
：国道493号北川奈半利道路 外1箇所（補助）

うち平成20年度供用予定箇所：国道56号須崎道路 L=2.1km（直轄）
国道56号中村宿毛道路 L=6.1km（直轄）



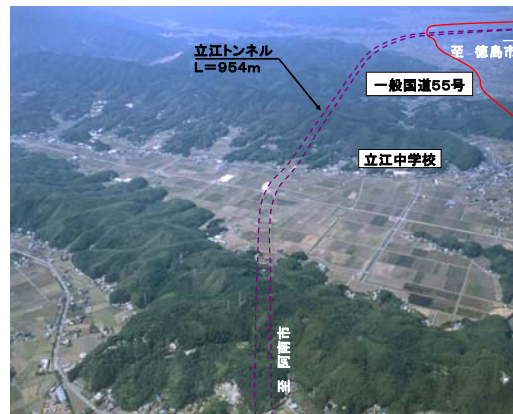
徳島県内の新直轄事業において初の工事着手

「四国 8 の字ネットワーク」の早期形成に向けて新直轄方式で重点的な整備を進めている四国横断自動車道（阿南市～小松島市間）において、徳島県内では初となる工事として、立江トンネル（L = 954 m）工事等に着手します。

◆【徳島県】四国横断自動車道（阿南市～徳島市）



阿南 I C（仮称）付近



小松島市立江町

TOPICS

スマート I C の推進

高松自動車道府中湖 P A で社会実験を実施

高松自動車道府中湖 P A において、四国で 2 番目となるスマート I C 社会実験を平成 19 年度内の開始を目標に工事等を推進し、実験中は本格運用に向けた課題を検証します。

利用時間：6：00～22：00（予定）

対象車両：E T C 車載器搭載の全車（一部大型車を除く）

府中湖スマート I C の整備により、周辺の十瓶工業団地等からの原材料調達や製品出荷の利便性が高まるとともに、中讃地域南部への流通拠点としての発展が期待されます。また、周辺地域から救急医療センター（香川大学医学部附属病院）への患者搬送が 10 分短縮されます。

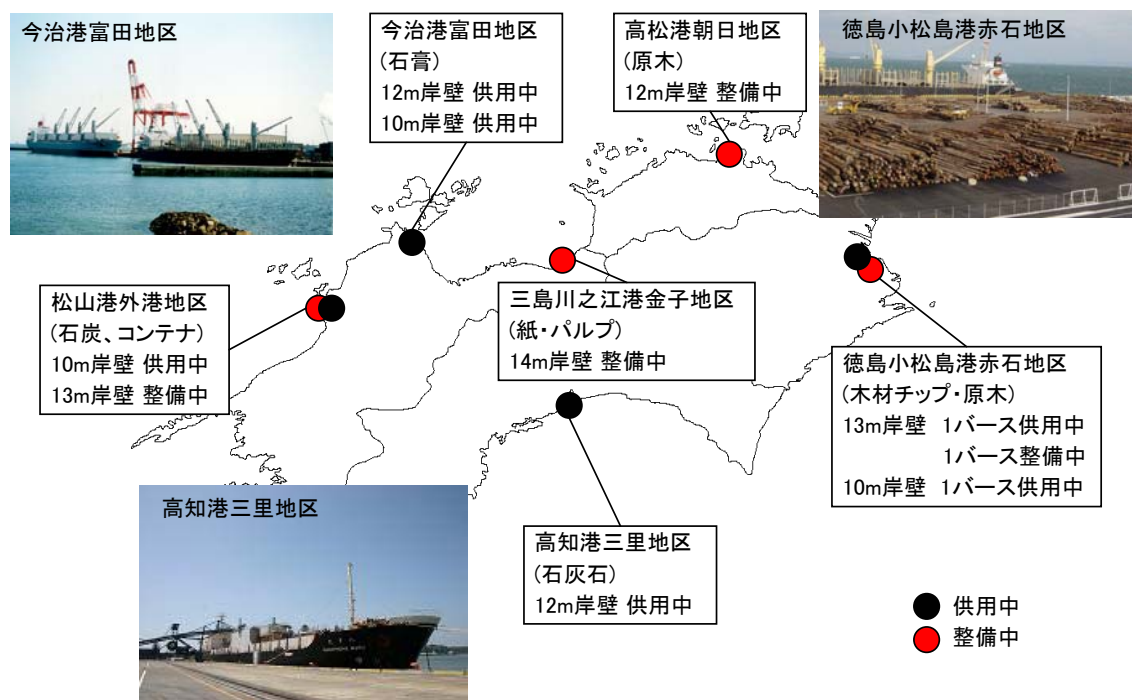


府中湖 P A（今年度社会実験を開始）

2-1-2 効率的な国際物流ネットワーク等の構築

○四国の立地企業を支援する多目的国際ターミナルの整備

効率的な国際物流活動を実現するため、多様な貨物、大型船舶に対応した多目的国際ターミナルの拠点整備を推進します。



○地元産業の製品輸送に対応した国内物流ターミナルの整備

四国には、製紙業などの基礎素材型の製造業が多く立地し、首都圏との間で製品となる新聞紙・ティッシュペーパー等や原料となる古紙が海上輸送されています。

こうした地元産業の製品等の効率的な輸送を実現するため、国内物流ターミナルの拠点整備を推進します。

三島川之江港 金子地区 複合一貫輸送ターミナル整備事業【新規要望】

【現 状】

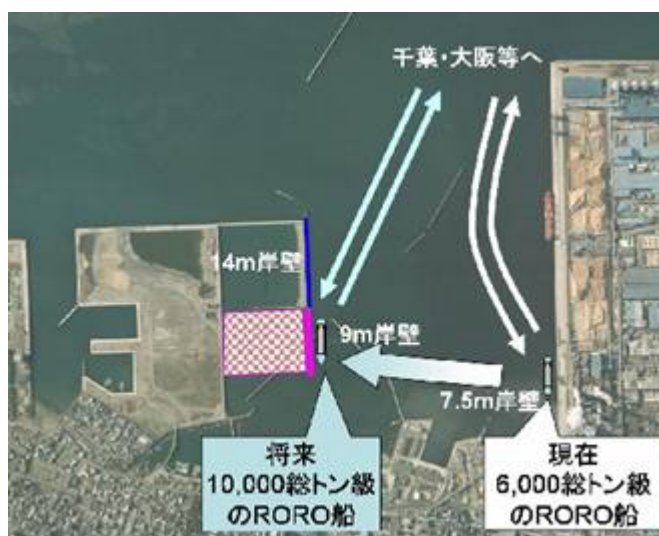
三島川之江港では、製紙業の集積が高く、首都圏等に紙製品を輸送しています。近年、効率的な輸送を行うため、R o R o 船による輸送が増えています。

【課 題】

R o R o 船による輸送は、トレーラーの待機場所が必要なため、現状の在来貨物を扱っていた背後地の狭い岸壁では非効率とならざるを得ません。更に、貨物量の増大により、岸壁から離れた場所にトレーラーの待機場所を確保せざるを得ないなど、問題は深刻化しています。

【対 応】

金子地区を埋め立て、R o R o 船に適した広いヤードを備えた複合一貫輸送ターミナルを整備する事業を要求します。また、岸壁の規模を大きくすることで、進展するR o R o 船の大型化にも対応していきます。



注) R o R o 船とは、Roll on Roll off 船の略で、自動車、トレーラー、フォークリフトなど車両がそのまま船内に入り荷役を行うことの出来る船のことを言います。
「人の乗らないフェリー」に近いイメージです。

○徳島飛行場滑走路延長事業など航空輸送の利便性向上

航空輸送の利便性向上を図るため、徳島飛行場における滑走路延長事業については、舗装工事に着手します。

また、松山空港において滑走路改良整備を実施するとともに、空港利用者の安全性、快適性、利便性の向上を図るため、高松空港、高知空港等においてバリアフリー施設等の整備を引き続き推進します。

【松山空港】



【徳島飛行場】



2-2 快適なまちなかの再生の推進

《目標》

- 中心市街地の活性化を図るため、市街地再開発やまちづくり事業によって、魅力ある都市づくりを進めるとともに、都市部に集中する交通渋滞の解消に向けて環状道路・バイパスの整備や交差点の立体化を進めます。

2-2-1 都市の渋滞対策

○環状道路・バイパス整備、交差点立体による渋滞解消

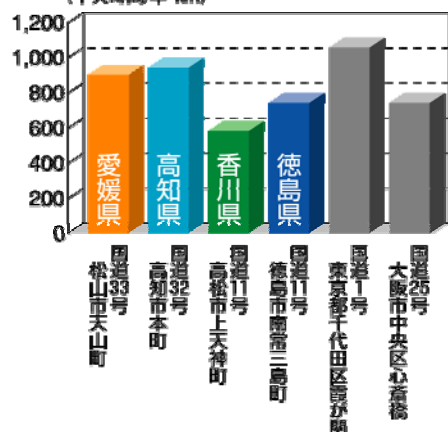
四国の交通渋滞は、県庁所在都市及びその周辺に集中し、この交通渋滞による損失する時間は、東京都等の大都市圏に匹敵します。

交通渋滞解消に向けて、環状道路・バイパスや交差点立体化の整備のほか、関係機関との調整による路上工事縮減の取り組みなど、都市の渋滞対策を推進します。

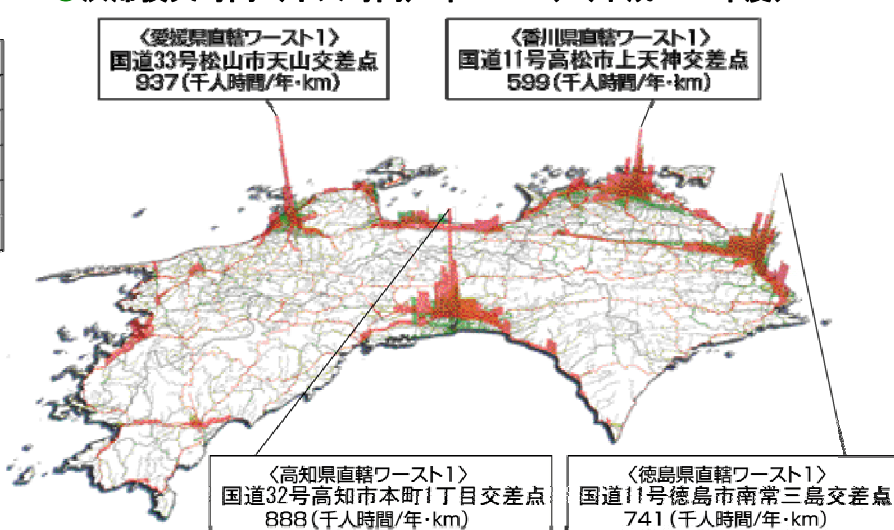
平成 19 年度実施中箇所	国道 192 号 徳島南環状道路	外 13 箇所 (直轄)
	国道 195 号 高知バイパス	外 39 箇所 (補助)
	(交差点立体・踏切除去含む)	
供用予定箇所	国道 11 号 高松東道路ことでん長尾線・琴平線単独立体交差事業 (直轄)	
	主要地方道徳島環状線 国府工区 : L=1.5km	(補助)
	主要地方道円座香南線 中間工区 : L=1.9km	(補助)
	都市計画道路常三島中島田線 : L=3.8km	(補助)
平成 20 年度供用予定箇所	国道 11 号坂出丸亀バイパス : L=0.9km	(直轄)
	国道 11 号川之江三島バイパス : L=1.5km	(直轄)

【都市部に集中する四国の渋滞】

● 四国各県ワースト1の比較
(千人時間/年・km)



● 渋滞損失時間 (千人時間/年・km) (平成17年度)



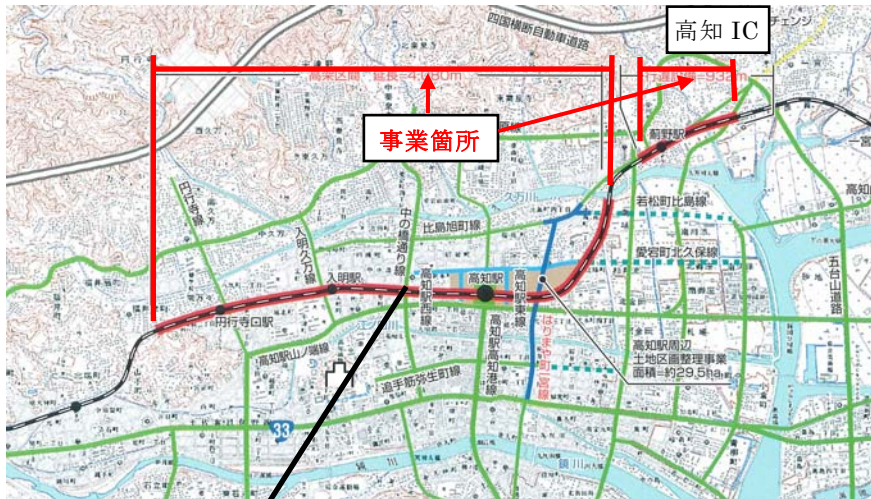
○連続立体交差事業による渋滞解消

複数の踏切を一举に除却し交通渋滞の軽減、事故の減少を図るとともに、市街地の活性化を図るため、鉄道の連続的高架化を促進します。

J R 四国土讃線連続立体交差事業

平成19年度実施中箇所 J R 四国土讃線（高知県）外2箇所（補助）

平成20年度は高架切替え後の仮線撤去や旧踏切交差点改良工事等を行い、事業完成を目指します。



【現状】



【愛宕町踏切渋滞状況】



【高知駅周辺整備状況】



【完成イメージ】



J R 予讃線連続立体交差事業

早期工事着手に向け、調査・設計を実施します。

【現状】



【完成イメージ】



【松山第2踏切】



J R 高徳線・牟岐線連続立体交差事業

早期事業化に向け都市計画決定等の調査・設計を実施します。

【現状】



【完成イメージ】



【花畑踏切】



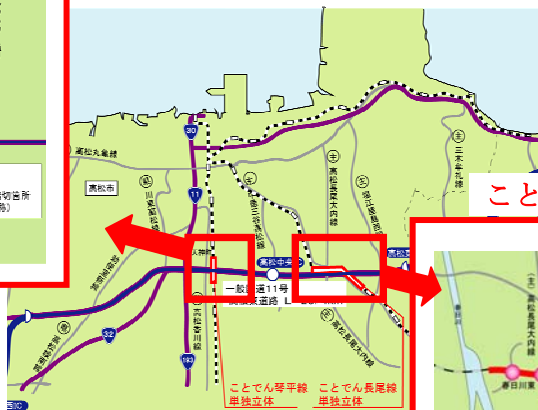
ことでん長尾線・琴平線単独立体交差事業の完了

事故の減少と道路交通の円滑化を目的に事業を進めている高松東道路
ことでん長尾線・琴平線の単独立体交差事業が平成19年度供用開始しま
す。これにより、高松東道路はもとより、周辺の県道・市道の踏切も立体
化され、周辺交通のより一層の円滑化が図られることとなります。

ことでん琴平線単独立体



琴平線高松東道路踏切
(高松東道路)



長尾線東山崎踏切
(主要地方道 高松長尾大内線)

ことでん長尾線単独立体



TOPICS

路上工事縮減の取り組み

「直轄国道の路上工事は、原則3月には実施しません！」

- 路上工事に関するアンケート調査（H18.12月）によると約6割の方が、「路上工事削減努力を維持して欲しい」と考えております。そこで、路上工事の平準化と繁忙期の工事抑制対策として、年度末3月の直轄国道では交通規制（車道部）を伴う路上工事（維持工事等の特例を除く）を抑制します。
- 徳島市、高知県が実施している、それぞれの管理者が参加した路上工事調整会議を他の2県に拡大するとともに、これまで実施してきたアクションプログラムに加え下記3項目について重点的に取り組み、道路利用者の満足度の向上に努めます。

各県路上工事調整会議 (アクションプログラム)

- ・路上工事中止マップの作成
- ・掘り返し抑制の広報・調整
- ・路上工事看板の変更

新たな重点対策項目

- ・直轄国道における3月路上工事抑制の実施
- ・共同施工及び集中工事の充実
- ・県市等の道路管理者、占用業者に路上工事の工夫を促す

2-2-2 安全・快適な自転車利用の促進

○安全・快適な自転車利用の促進

安全・快適な自転車・歩行者空間の創出を図るため、自転車と歩行者の走行空間の分離、路肩等のカラー舗装化等を進めます。

香川県における先進的な事例

香川県は自転車を利用しやすい自然環境にあり、全国第6位の自転車保有率を誇っていますが、一方で自転車に関する交通事故の増加等自転車利用を取り巻く課題も数多くあります。

そこで、関係機関とともに今年2月から、4回にわたり「香川の自転車利用を考える懇談会」を開催し、安全で快適な「自転車王国香川」を目指して、有識者の方々に自転車利用について議論していただき、自転車利用のあり方及び方向性について提言していただいています。

施工事例（高松市 中央通り）

平成22年までに、高松市中央通り（北浜町～中新町）において、歩道のバリアフリー化にあわせ自転車と歩行者、自動車を縁石等による構造分離や、カラー舗装等による視覚的分離を行うことにより、自転車利用環境の整備を推進します。

（平成18年度より施工中）



整備前



整備後（イメージ）

他の3県においても、関係機関が連携して、自転車の通行環境整備を推進します。

2-2-3 都市におけるまちづくり・すまいづくりの取り組み

○中心市街地活性化の取り組み

[中心市街地の再生に向けた支援事業の促進]

まちづくり三法の一部改正（H18.5）を踏まえ、中心市街地の再生にむけて、暮らし・にぎわい再生事業やまちづくり交付金・土地区画整理事業等により、都市機能導入を中心にまちづくりを図り、空きビルの再生支援及び取り壊しによるにぎわい空間施設整備を促進しています。

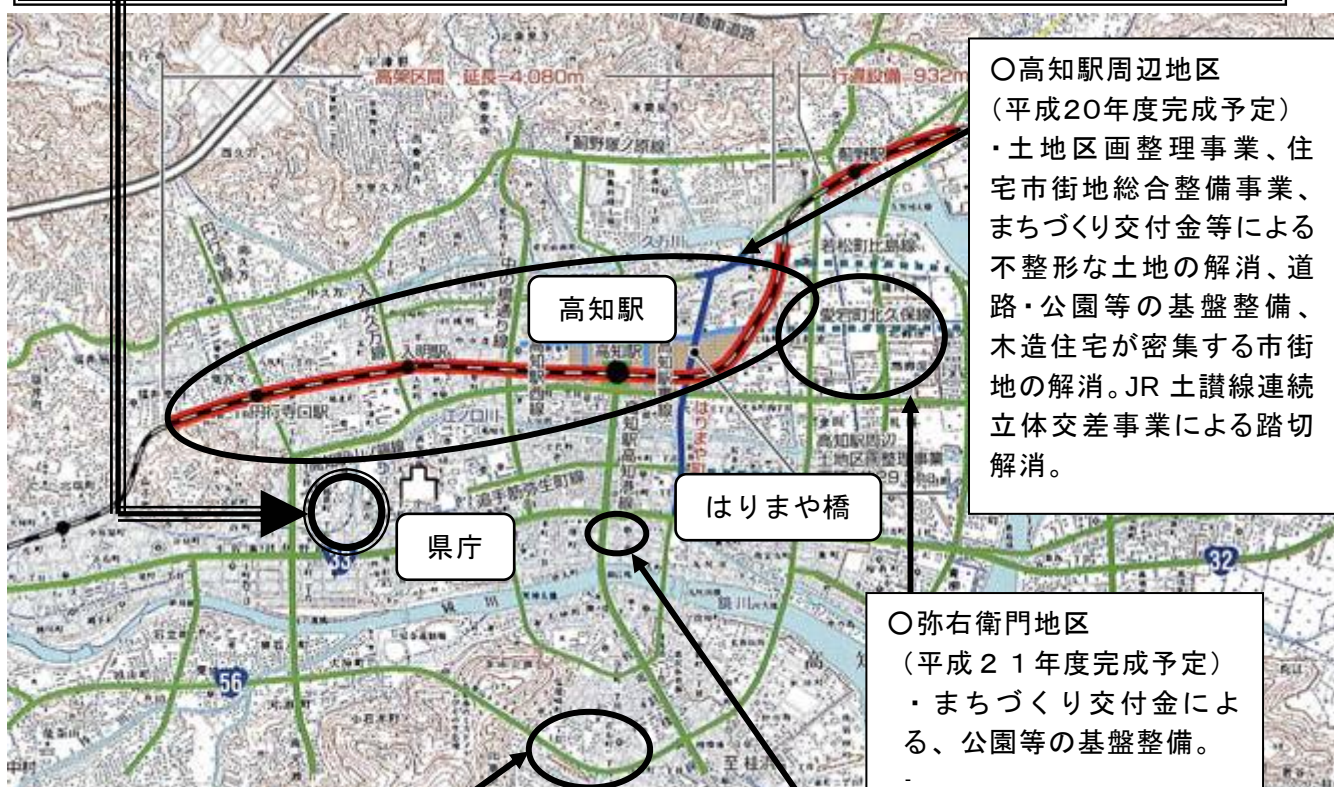
※まちづくり三法：都市計画法、中心市街地の活性化に関する法律、大規模小売店舗立地法

【高知県高知市における取り組み】

暮らし・にぎわい再生事業

○「(仮称)総合あんしんセンター」地区
(平成21年度完成予定)

・保健・救急医療、災害対策本部機能等を有する「(仮称)総合あんしんセンター」を、暮らし・にぎわい再生事業により、高知市中心部に位置する旧市民病院跡地に整備する。
【旧市民病院】



○高知駅周辺地区
(平成20年度完成予定)
・土地区画整理事業、住宅市街地総合整備事業、まちづくり交付金等による不整形な土地の解消、道路・公園等の基盤整備、木造住宅が密集する市街地の解消。JR土讃線連続立体交差事業による踏切解消。

○弥右衛門地区
(平成21年度完成予定)
・まちづくり交付金による、公園等の基盤整備。

○はりまや橋南地区
(平成21年度完成予定)
・優良建築物等整備事業による、都市型の商業施設の整備により中心市街地の再開発。

○潮江西部地区(平成21年度完成予定)
・住宅市街地総合整備事業、まちづくり交付金による、不整形な土地の解消、公園等の基盤整備、木造住宅が密集する市街地の解消。

高松市中心市街地活性化基本計画の認定（法改正後、四国初）

～にぎわい・回遊性のあるまちづくりを目指して～

高松市では平成19年5月28日付で、中心市街地活性化基本計画が認定されました。

高松市の計画は、丸亀町商店街再開発事業を柱に商業の活性化を図り、中心市街地の再構築を目指すものです。

- ・対象区域：中央商店街を中心とした約250ヘクタール
- ・事業期間：5年間



■中心市街地活性化基本計画

「改正中心市街地活性化法」（06年8月施行）を受けて策定。住宅や交通体系も含めた市街地全体の活性化を重視するものです。市町村が交通網や住宅整備などの基本計画を策定し、国の認定を受けると、施設整備に対し法律や税制の特典、補助が受けることが出来ます。

○シビックコア地区整備の推進

「シビックコア地区整備制度」は、地域の特色や創意工夫を活かしたまちづくりを支援する制度です。サンポート高松シビックコア地区は、四国主要ブロック官署を集約し各省庁の連携・利便性の向上など新たな都市拠点の形成に寄与しています。

【高松サンポート合同庁舎（B棟）整備の推進】

サンポート高松シビックコア地区に、四国主要ブロック官署を集約し、利用者の利便性の向上・にぎわいの創出とまちづくりへの寄与を目的として、高松サンポート合同庁舎（B棟）の整備に向けて敷地調査及び実施設計を実施します。



サンポート高松シビックコア地区

〇個性あふれるまちづくりの推進

地域の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図るため、まちづくり交付金を活用した市町村が主体となった地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを促進します。

平成19年度 まち交大賞受賞
部門賞: プロセス賞

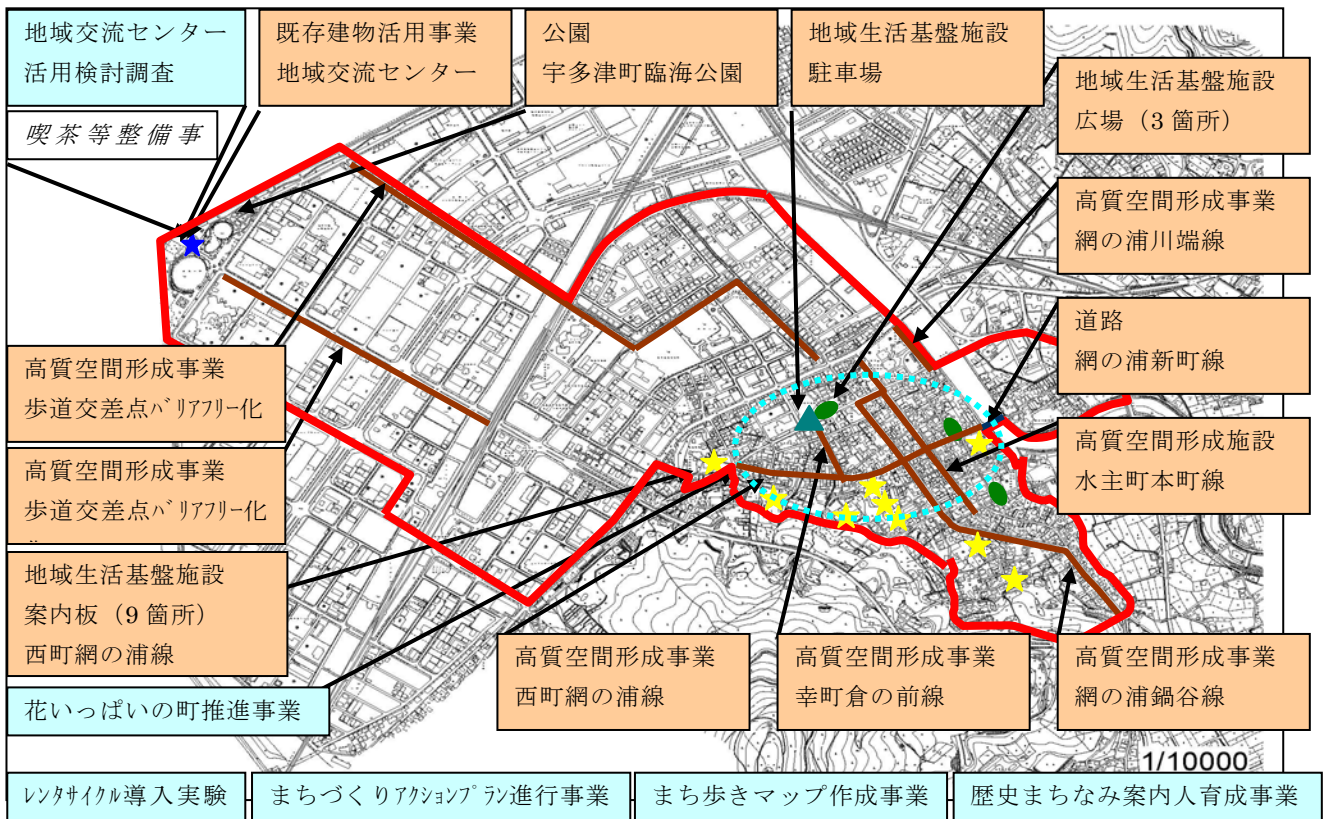
まちづくり交付金による香川県宇多津町における取り組み

目標

古くからの歴史・文化と新しい市街地の賑わいが調和しながら交流するまちづくりを目指します。

地区概要

旧市街地は、回遊道路の整備により住環境及び来訪者数の増加を目指し、新市街地については、既存の公園の再編整備を行い、域内交流の活性化や賑わいの再生を目指します。



■まち交大賞

まちづくり交付金を活用したまちづくりが一層推進されることを目的として、地域の創意工夫を活かしたまちづくり交付金事業の計画を募集し、審査、表彰する制度です。

プロセス賞: 計画策定のプロセスにおいて、住民、学識経験者等専門家の意見等を取り入れ、計画に反映するために、今後のモデルとなるような取り組みを行った地区に贈られます。

宇多津町既成市街地等整備検討委員会
によるワークショップの様子 →



3. 独自の魅力を創造する地域づくり

《 方針 》

四国にあるさまざまな魅力（自然環境、風景・景観、歴史・風土、文化・人の心）を再認識し、それらをつなぎ合わせることで、四国の人々が自信を持って四国をアピールし、また、外から見た四国の存在感が向上するように、さまざまな施策を講じていきます。

3-1 美しい四国づくりの推進

《目標》

- 四国における自然、歴史、文化の美しさを活かし、人々の交流を通して四国の活性化を図るため、地域との協同・連携を高め、「美しい四国づくり」を進めます。
- 四国の豊かな自然環境を活かしながら美しい景観形成を図るため、環境の保全・再生を進めます。
- 四国の持つ歴史・文化を活かし、我が国における四国の存在感の向上を図ります。
- 四国に住む人々が培ってきた風土・文化を再認識し、これを活かした美しい四国づくりを進めます。

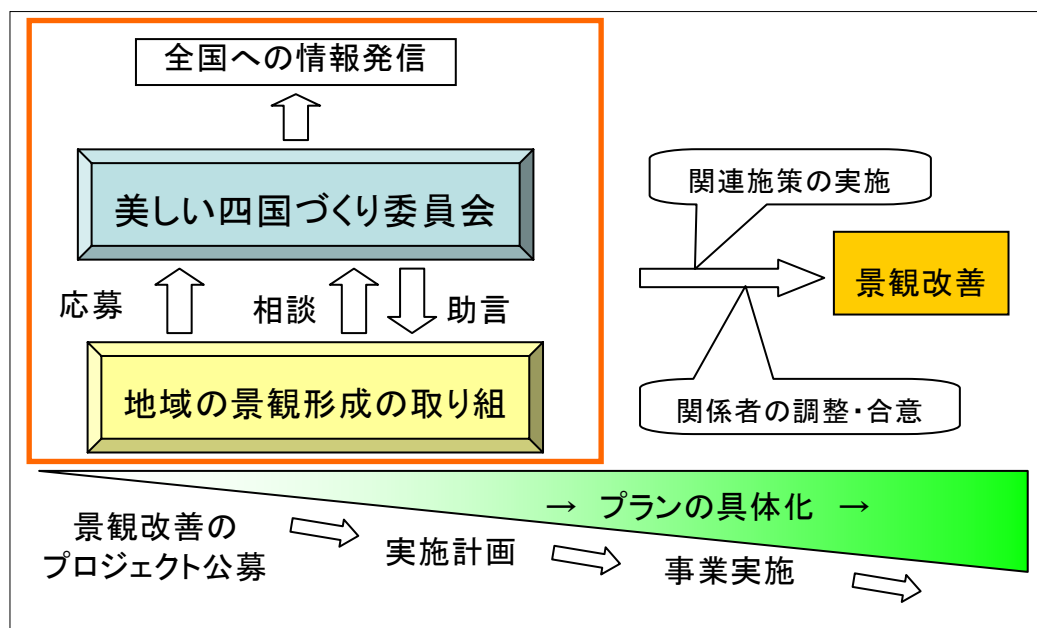
3-1-1 美しい四国づくりに向けて

○美しい四国づくり委員会

美しい四国づくりモデルプロジェクトを応援

地域の皆さんが主体となって取り組む、景観づくり、風景づくりに関する具体の構想（原風景の保全、歴史的街並みの保存・再生、特色ある地域の景観形成、美しい風景を活かした観光交流の取り組み 等々）を広く募集します。

平成20年度より、本格的に「美しい四国づくり委員会」にてモデルプロジェクトを推進していきます。



○自然の特性を活かした川づくりの推進

失われつつある自然、失われた自然を再生し、四国の川の特性を活かした豊かな川づくりを推進します。

平成 19 年度実施中箇所：四万十川自然再生事業（直轄）
重信川自然再生事業（直轄）

TOPICS

失われつつある四万十川原風景の再生

四万十川は、「日本最後の清流」として親しまれる程の豊かな自然環境や懐かしい風景が未だ維持されている反面、河川改修や昭和 40 年代の河川砂利の採取、農業形態の変化、生活様式の高度化等の影響により、河川環境が悪化の傾向にあります。そこで四万十川をかつてあった本来の姿に再生・健全化を図る自然再生事業を進めています。平成 20 年度は「アユの瀬づくり」を目指し、樹木伐採等を実施します。



●四万十川の自然は、市民の手で、守ろう。

自然再生事業箇所において、高知県では絶滅種とされていた「マイヅルテンナンショウ」の群落が確認されました。

四万十川自然再生協議会ではこの「マイヅルテンナンショウ」の移植を行うとともに、観察会などを通じて広く市民の方々に知っていただき、地域が一体となって守っていくため「マイヅルテンナンショウの会」を設立しました。



3-1-2 景観形成に向けた取り組みの推進

○美しい街なみの形成、景観法活用に向けた取り組み

地域の特性を活かした良好な景観の形成を図るため、まちづくり交付金、街なみ環境整備事業等を活用するとともに、景観計画の策定等景観法の活用に向け、歴史・文化や街なみ等を活かしたまちづくりを推進します。

【愛媛県内子町】(街なみ環境整備事業・まちづくり交付金)



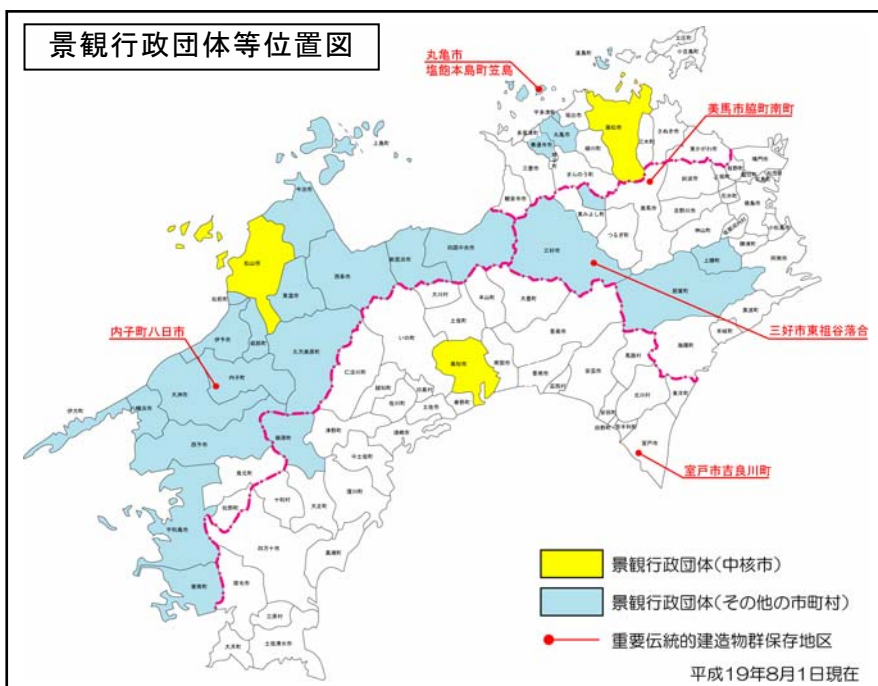
↓ 修景整備された街なみ



愛媛県内子町への観光客の推移

昭和50年度 1.3万人

↓
平成16年度 61.2万人



TOPICS

「美しいまちなみ優秀賞」愛媛県内子町が受賞

今年6月1日の「景観の日」に、東京都内で行われた「日本の景観を良くする国民運動推進会議」全国大会の中で、平成19年度都市景観大賞「美しいまちなみ賞」をはじめとする各種褒賞の授与式が執り行われ、四国では、愛媛県内子町の「八日市・護国地区」が「美しいまちなみ優秀賞」に選ばれました。



平入りの町屋が並ぶ八日市地区



地域住民が毎月第1日曜日に実施している地区内清掃活動

3-1-3 お遍路文化の支援

○関係機関と連携した取り組み

○四国経済連合会、四国観光立県推進協議会、NPO等で構成する「みち案内連絡協議会」に参画し、四国88箇所を訪れる方々への望ましい「みち案内」の環境づくりに取り組んでいます。

また、安全にお遍路ができるよう、四国内の道路管理者（県、市町村）と、「歩き遍路危険箇所対策連絡会」を設立します。連絡会では、歩き遍路危険箇所対策実施に関する情報共有、意見交換等を行います。

○歩き遍路の危険箇所緊急3箇年対策プログラムの推進（H19～H21）

○歩き遍路が主に利用している直轄国道で、線形不良箇所や歩道のないトンネル等、交通安全上特に危険と思われる箇所約26kmについて、水路の蓋設置やトンネル照明の増設など、現地に応じた整備の工夫により、効率的に安全対策を進めます。

平成19年度実施中箇所：国道55号 海部郡美波町北河内等 L=約7km（直轄）

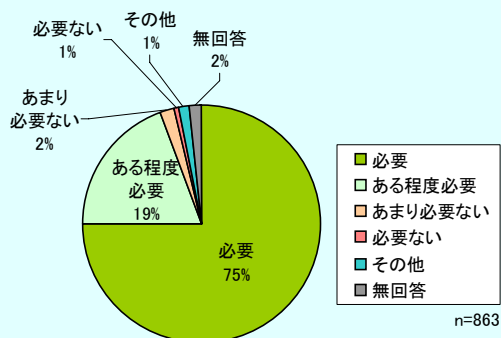
平成20年度実施予定箇所：国道56号 幡多郡黒潮町白浜等 L=約13km（直轄）

TOPICS

四国八十八ヶ所みち案内の社会実験を実施

四国地方整備局も参画している「四国八十八ヶ所みち案内連絡会」（事務局：四国経済連合会）では、平成19年4月16日～5月31日の間で、道路区域内の照明柱、カーブミラー、電柱等の支柱に、試行的に「みち案内表示」を貼付し、これに対する利用者の意見をアンケートにより収集する社会実験を、第9番札所「法輪寺」、第10番札所「切幡寺」間で実施しました。

アンケートには863名の方に協力をいただき、『今後、巡られる方々にとって、私たちが設置したような案内標示は必要と思われますか。』という問いに対して、『必要』、『ある程度必要』という意見を94%の方からいただきました。



アンケート結果



社会実験実施状況

今後はアンケート結果を踏まえ、「みち案内表示」の設置間隔・大きさ・デザイン・設置手続き等の運用基準の策定に向けて意見交換・検討を進めます。

3-2 地域と行政の協働による地域づくりの推進

○四国風景街道の推進

地域の自然や歴史・文化が楽しめるようにするなど、景観の優れた道路を観光資源に育てる動きが広がっています。このように地域が主体となり景観の優れた道路を中心に活性化・まちづくりを進めている地域を「日本風景街道」として全国展開します。



四国においては四国風景街道協議会を設立、今年度よりルートの募集を開始し、各地域で組織された「風景街道パートナーシップ」とともに、魅力的な地域づくりを支援していきます。



※風景街道パートナーシップ

四国風景街道の活動を目的とした地域住民・NPO・企業・地方公共団体等と中心となる道路の管理者で組織する団体

○四国ふるさと普請（協働による住民主導の地域づくり）の推進

四国では地域において、市民団体等の手により、住民が主役となった様々な地域づくり活動が進められています。

四国地方整備局では、四国の活性化、魅力向上に向け地域の人々との協働により「四国ふるさと普請」を推進し、活力ある地域づくりを促進します。

平成20年度の取り組み

・取組1「地域での会」の開催

地域づくり活動団体に交流連携の場を提供することで、お互いのやる気を創出し、地域づくり活動の更なる発展に資するために、住民主役で企画・運営を行う、地域の身の丈に合った適正規模の「地域での会」を継続開催します。



〔地域での会(開催状況)〕

・取組2「四国ふるさと普請ホームページ」運用

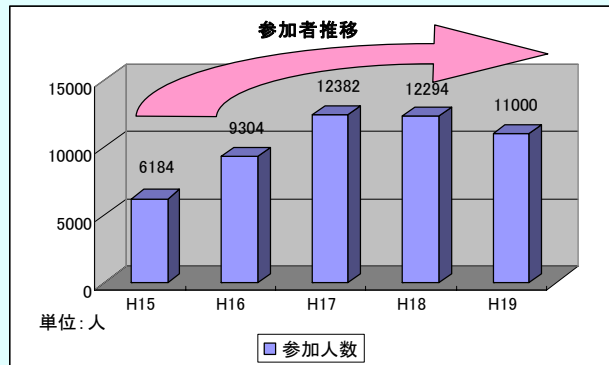
地域づくりの課題解決につながる施策の紹介や、掲示板による情報交換による更なる活動の発展に資する運用を行います。

住民主体の美化・清掃活動の推進

●民間主導による88クリーンウオーク四国の開催

四国独自の取り組みとして、毎年8月8日に四国内道路の一斉清掃を開催しており、平成19年度からNPO団体が主催で開催しています。

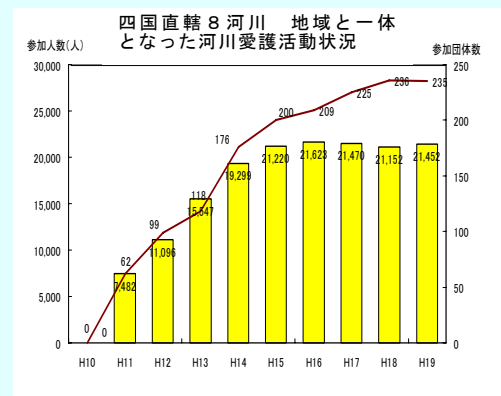
平成19年度は1万1千人が参加しました。



●地域と一体となった河川愛護活動

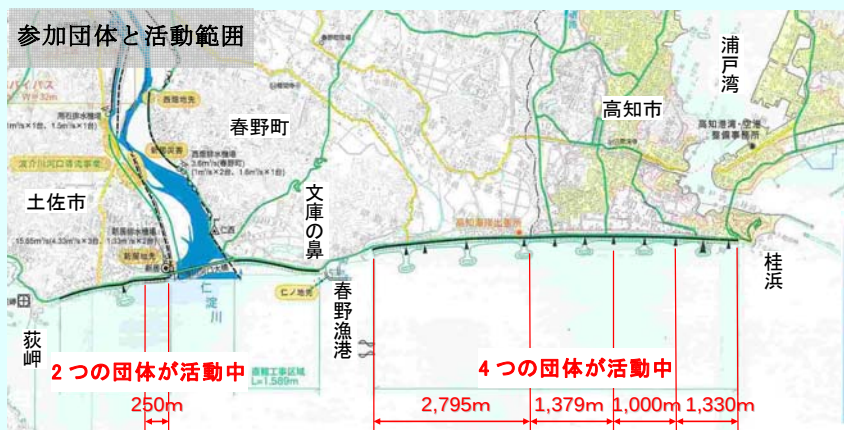
住民と行政と一緒に手と取り合って、それぞれの特性を生かしながら、不十分な点を補い目標に向かって協働して、河川をきれいにしています。この活動は、ゴミを減らすだけではありません。ゴミの多さを再認識し、ゴミをなくしていくためには何が重要なのか、ゴミ問題、環境保全への意識高揚に寄与しています。

ラブリバー仁淀川パートナーシップによる清掃状況



●高知海岸パートナーシップ活動

高知海岸では、全国に先駆けて清掃ボランティア活動による美しい海岸環境を創る取り組みを「海岸パートナーシップ」として実施しています。



担当箇所に掲載する看板

○にぎわいのある水辺空間として水辺プラザの整備を推進

今切川水辺プラザ事業を北島町と連携して推進します。水上スポーツが盛んな今切川にふさわしい水辺環境の整備とまちづくり交付金事業により交流センターの整備を行い、水辺プラザを中心とした周辺地域とのネットワークを形成し、うるおいや憩いを与える魅力と活力のある地域づくりを実施することにより地域の活性化を図ります。

平成20年度は、水辺へのアプローチ向上のための親水護岸工事に着工します。



今切川水辺プラザ完成予想イメージパース



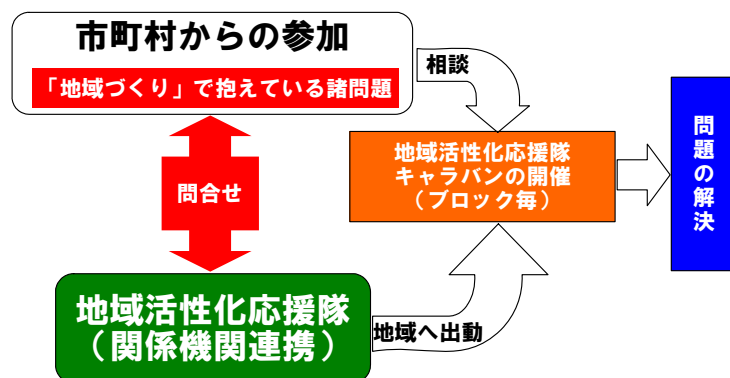
リバーフィッシング大会

○地域づくりキャラバンの実施

四国地方整備局では、地域づくりのサポーターとして市町村や県との地域づくりに係る情報交換・連携を強化し、地域の活性化に結びつけ、ひいては四国全体の魅力が躍進することを目指した地域づくりキャラバンを平成18年度から実施しています。

【平成20年度の取り組み（地域活性化応援隊キャラバン）】

平成19年2月5日にとりまとめられた「地域活性化施策体系～「魅力ある地域」への変革に向けて～」において「地域活性化応援隊」派遣制度が創設されたことを受け、四国地方整備局としても他の国の出先機関と連携し、市町村の方々と意見交換を行い、今後の市町村の取り組みに役立ててもらい、ひいては四国の活性化に資することを目的とした地域づくりキャラバンを平成19年度に引き続き実施する予定です。開催形式は四国内をブロック分けし、各ブロックごとに当地で会議を開催するキャラバン方式で実施していきます。



TOPICS

- 地域自立・活性化交付金
- 地域自立・活性化事業推進費

地域の自立・活性化に向けて、民間と連携した地域の発意による広域的な地域活性化基盤整備計画（仮称：都道府県が作成）に基づき、民間中心の広域的な地域活性化活動を支える基盤整備（ハード）と地域づくりに対する支援（ソフト）等の一体的な推進を図るため、交付金と推進費からなる総合的な支援制度を創設します。

平成20年度の募集は、平成19年10月頃より調整が始まります。